

第96回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

日時：2020年6月25日（木曜日）
午前10時

場所：ATCホール
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

重要なお知らせ

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況変化により、開催日時・場所の変更、その他運営に大きな変更が生じる可能性がございます。その場合は適宜当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分

目 次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	43
第2号議案 定款の一部変更の件	44
第3号議案 取締役13名選任の件	50
第4号議案から第29号議案まで 株主からのご提案	63
議決権の行使についてのご案内	83
株主総会会場ご案内	裏表紙

証券コード 9503

2020年6月5日

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 森 本 孝

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、**極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**

お手数ですが、議決権の行使につきましては、83頁から85頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
A T Cホール

3. 目的事項

報告事項

1. 2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 取締役13名選任の件

〈株主(28名)からのご提案(第4号議案から第10号議案まで)〉

- 第4号議案 定款一部変更の件(1)
- 第5号議案 定款一部変更の件(2)
- 第6号議案 定款一部変更の件(3)
- 第7号議案 定款一部変更の件(4)
- 第8号議案 定款一部変更の件(5)
- 第9号議案 定款一部変更の件(6)
- 第10号議案 株式報酬制度廃止の件

〈株主(116名)からのご提案(第11号議案から第19号議案まで)〉

- 第11号議案 剰余金処分の件
- 第12号議案 取締役解任の件
- 第13号議案 定款一部変更の件(1)
- 第14号議案 定款一部変更の件(2)
- 第15号議案 定款一部変更の件(3)
- 第16号議案 定款一部変更の件(4)
- 第17号議案 定款一部変更の件(5)
- 第18号議案 定款一部変更の件(6)
- 第19号議案 定款一部変更の件(7)

〈株主(3名)からのご提案(第20号議案および第21号議案)〉

- 第20号議案 定款一部変更の件(1)
- 第21号議案 定款一部変更の件(2)

〈株主(2名)からのご提案(第22号議案および第23号議案)〉

- 第22号議案 定款一部変更の件(1)
- 第23号議案 定款一部変更の件(2)

〈株主(1名)からのご提案(第24号議案から第28号議案まで)〉

第24号議案 定款一部変更の件(1)

第25号議案 定款一部変更の件(2)

第26号議案 定款一部変更の件(3)

第27号議案 定款一部変更の件(4)

第28号議案 定款一部変更の件(5)

〈株主(1名)からのご提案(第29号議案)〉

第29号議案 定款一部変更の件

〔上記の会社提案(第1号議案から第3号議案まで)および株主からのご提案(第4号議案から第29号議案まで)にかかる議案の内容等は43頁から82頁に記載のとおりであります。〕

以 上

・ 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kepcoco.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

・ 上記の事項につきましては、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

・ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kepcoco.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

はじめに、当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題等により、株主のみなさまに、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

本問題については、客観的かつ徹底的な調査を行うため、昨年10月、中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会を設置し、本年3月14日に調査報告書を受領しました。報告書では、当社グループの役職員合計75名が、社外の関係者から総額約3億6千万円相当の金品を受領していたこと、社外の関係者の要求に応じる形で、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束し、実際に発注を行っている場合もあったこと、また本問題発覚後の当社の対応に関し、執行部による監査役への報告が遅滞したこと、さらには取締役および監査役が取締役会に報告せず、その結果、本問題の公表について取締役会で議論されなかったことなどに関して、コンプライアンス意識の欠如や、ガバナンスの深刻な機能不全であったと評価されました。

また、同報告書では、一部の元役員へ退任後に嘱託等の業務を委嘱した際の報酬について、修正申告時の追加納税分の補填の趣旨が含まれており、正当性を認めることは困難であること、あわせて、過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填の趣旨も含まれていることが指摘されました。

これらの問題により、経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受け、本年3月30日、再発防止に向けた業務改善計画を提出しました。

当社グループは、本改善計画の実行などにより経営の刷新に取り組み、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

2019年度の当社グループは、将来を見据えてあらゆる分野で変革に取り組むことで、お客さまや社会に新たな価値を提供するため、昨年3月に策定した「関西電力グループ中期経営計画(2019-2021)」に基づく諸施策を着実に推進いたしました。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、ガス・その他エネルギー事業の売上高が増加したものの、電気事業において、小売販売電力量の減少や電気料金の値下げにより、電灯電力料収入が減少したことに加え、地帯間・他社販売電力料収入が減少したことなどから、売上高(営業収益)は3兆1,842億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を1,241億円下回り、3兆2,359億円となりました。一方、支出面では、ガス・その他エネルギー事業の売上の増加に伴い費用が増加したものの、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、小売販売電力量および地帯間・他社販売電力量の減少ならびに為替・燃料価格の変

動により燃料費が減少したことや、減価償却方法の変更等により減価償却費が減少したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて1,320億円減少し、3兆244億円となりました。この結果、経常利益は2,115億円となりました。

また、国際事業の投資案件における損失により241億円を特別損失に計上いたしました。以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,300億円となりました。

当年度の期末配当については、2019年度の業績および2020年度以降の収支状況や、引き続き財務体質が改善しつつあることなど、経営環境を総合的に勘案し、1株当たり25円といたしたいと存じます。

事業別の業績については、次のとおりであります。

a. 電気事業

当年度の小売販売電力量は、冬場の気温が前年度にくらべて高く推移し、暖房需要が減少したことや、契約電力が減少したことなどから、1,129億9千万キロワット時と前年度にくらべて4.1%の減少となりました。その内訳を見ますと、「電灯」については、348億3千万キロワット時と前年実績を7.5%下回りました。また、「電力」については、781億6千万キロワット時と前年実績を2.5%下回りました。

売上高については、小売販売電力量の減少や電気料金の値下げにより、電灯電力料収入が減少したことに加え、地帯間・他社販売電力量の減少により、地帯間・他社販売電力料収入が減少したことなどから、前年度にくらべて1,628億円減少し、2兆5,054億円となりました。

一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、小売販売電力量および地帯間・他社販売電力量の減少ならびに為替・燃料価格の変動により燃料費が減少したことや、減価償却方法の変更等により減価償却費が減少したことなどから、経常費用が減少しました。この結果、経常利益は前年度とくらべて132億円減少し、1,238億円となりました。

原子力プラントについては、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3、4号機が本格運転を行っておりますが、高浜発電所3、4号機は、2019年度の定期検査において、蒸気発生器の伝熱管の損傷が認められました。そのため、高浜発電所4号機においては、定期検査工程が当初の予定から1箇月半程度遅れて運転を再開しました。高浜発電所3号機においては、現在、詳細調査を実施しております。

高浜発電所3、4号機の特重大事故等対処施設については、本年の定期検査の中で完成する予定としております。その他の原子力プラントについては、早期完成に向けて引き続き最大限の努力を継続してまいります。

運転期間延長の認可をいただきました高浜発電所1、2号機および美浜発電所3号機については、再稼動に向けた工事を進めております。

また、大飯発電所1、2号機については、既に廃止措置計画の認可を受けた美浜発電所1、2号機と同様に、昨年12月に認可を受けた廃止措置計画に基づき、廃止措置を実施してまいります。

当社は、本年3月、高浜発電所1、2号機の安全対策工事の一環として実施していたトンネル掘削作業中、作業員1名の方がお亡くなりになるという重大な事故の発生を重く受け止め、再発防止対策を確実に実施するとともに、今後、工事期間の見直しも必要に応じて実施し、安全を最優先に取り組んでまいります。

再生可能エネルギーの開発・活用については、当年度は、開発中案件を着実に推進するとともに、秋田県秋田港および能代港における洋上風力発電事業などの新規案件にも参画いたしました。引き続き「低炭素」のリーディングカンパニーとして、積極的に推進してまいります。

b. ガス・その他エネルギー事業

売上高については、ガス事業において、ガス販売量が増加したことなどから、前年度に比べて334億円増加し、3,337億円となりました。

一方、支出面では、ガス事業などの売上の増加に伴い経常費用は増加しました。

この結果、経常利益は前年度に比べて149億円増加し、450億円となりました。

国際事業については、建設中であったラジャマンダラ水力発電所（インドネシア）およびナムニアップ1水力発電所（ラオス）の運転を当年度に開始しました。今後も英国配電事業など、既存プロジェクトの安定的な収益獲得に努めていくとともに、新規プロジェクトについても厳選して取り組んでまいります。

c. 情報通信事業

売上高については、コンシューマサービスの加入者が増加したことなどから、前年度に比べて28億円増加し、2,203億円となりました。

一方、支出面では、徹底したコスト削減に努めたものの、売上の増加に伴い経常費用が増加しました。

この結果、経常利益は前年度に比べて21億円増加し、341億円となりました。

d. 生活・ビジネスソリューション事業

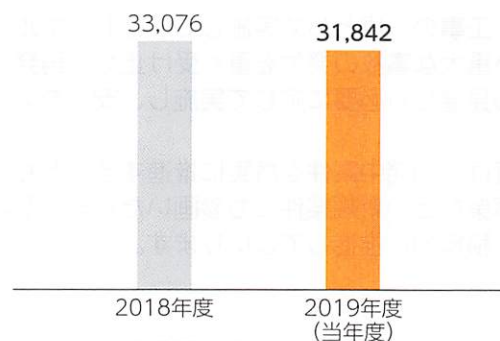
売上高については、不動産事業において、住宅事業分野における売上が増加したことや、賃貸物件の竣工・取得により賃料収入が増加したことなどから、前年度に比べて31億円増加し、1,247億円となりました。

一方、支出面では、徹底したコスト削減に努めたものの、不動産事業において、住宅事業分野における販売コストや開発コストの増加に伴い経常費用が増加しました。

この結果、経常利益は前年度に比べて14億円減少し、205億円となりました。

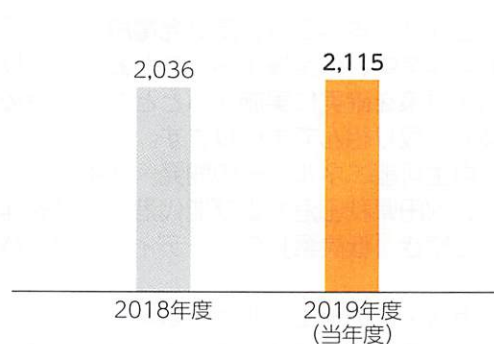
売上高（連結）

（単位：億円）



経常利益（連結）

（単位：億円）



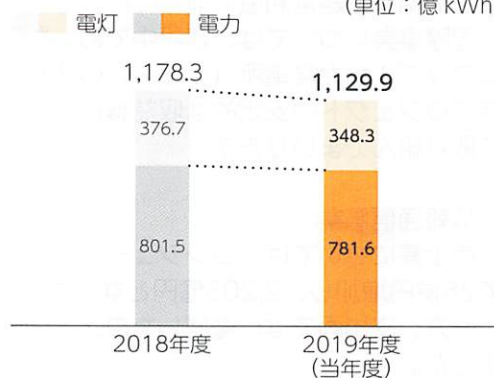
親会社株主に帰属する当期純利益（連結）

（単位：億円）



小売販売電力量

（単位：億 kWh）



(2) 対処すべき課題

◎金品受取り問題等を踏まえた再発防止に向けた取組み

当社グループは、当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題等により、事業活動にとって最も大切な、お客さまや社会のみなさまから賜わる信頼を失墜させてしまいました。

第三者委員会の報告書では、ガバナンスやコンプライアンス、工事発注、役員退任後の囑託等の報酬に関する問題等、様々な観点から指摘を受け、これらの問題の根本的な原因は、「ユーザー目線」の欠落と、コンプライアンスよりも業績や事業活動を優先する内向きの企業体質にあると結論づけられました。

当社は、本報告書の内容を厳粛かつ真摯に受け止め、電気事業法に基づく業務改善命令に対する業務改善計画を取りまとめ、去る3月30日に、経済産業大臣に提出しました。

当社グループは、お客さまに選ばれ、社会から必要とされる企業であるために、失った信頼を再び賜わることができるよう、本改善計画において策定した次の3つを柱とする再発防止策を、全力を挙げて速やかに実行してまいります。

再発防止策の主な内容は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制の抜本的強化とコンプライアンスを重視する組織風土の醸成

コンプライアンスに係る監督機能を強化するために、委員長を社外委員とし、過半数を社外委員で構成する「コンプライアンス委員会」を取締役会直下に新設し、外部の客観的な視点を重視したコンプライアンス体制の再構築に取り組んでおります。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス推進に係る基本方針や役員に関する問題事象の対処方針等について、審議および承認を行うとともに、社長等執行に対するコンプライアンス上の指導、助言および監督ならびに取締役会への定期的な報告等を行います。

また、コンプライアンス推進に係る基本方針等を網羅的に見直すとともに、コンプライアンス等に係るトレーニングおよび研修の強化により、コンプライアンス意識の醸成・徹底に取り組んでまいります。

②工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性を確保するための業務運営体制の確立

工事の発注・契約等に係るルールを明確化するとともに、工事の発注・契約手続き等および寄付金・協力金抛出手続きについて、新設した「調達等審査委員会」が外部の専門家の視点で事後審査する仕組みを構築することにより、業務の適切性、透明性を確保してまいります。

③新たな経営管理体制の構築

取締役会の監督機能を強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築することを目的に、指名委員会等設置会社に移行いたします。

「指名委員会」、「報酬委員会」および「監査委員会」のいわゆる法定3委員会は、過半数の委

員を社外取締役で構成することに加え、各委員長も社外取締役とするなど、外部の客観的な視点を取り入れます。

また、本問題の大半が原子力事業本部においてなされたことを踏まえ、コンプライアンスを所管する本部長代理を設置するなど、原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制を構築してまいります。

なお、役員退任後の嘱託等の報酬に関する問題については、全額回収の目途が立っており、今後、新たに顧問等を委嘱する場合、指名委員会および報酬委員会において、その委嘱の必要性および報酬について厳正に審議し、取締役会で決定することにより、客観性を確保してまいります。

本年4月に事業を開始した関西電力送配電株式会社においても、業務改善計画に掲げた再発防止策のうち、必要な施策を確実に実行してまいります。

当社グループは、これらの施策を着実に実行し、誠実で、透明性の高い開かれた事業活動を実現することで、再び信頼を賜わり、お客さまから選ばれ、社会から必要とされる「新たな関西電力の創生」を目指してまいります。

◎関西電力グループ重点取組み（2020）

2020年度は、「新型コロナウイルスへの対応」と「業務改善計画の完遂を通じた信頼回復」を「関西電力グループ重点取組み（2020）」として位置づけ、「関西電力グループ中期経営計画（2019-2021）」に掲げた5つの方向性に沿った取組みを着実に推進してまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本年4月には全国を対象に緊急事態宣言が発出され、社会全体でその克服に向けて取り組むことが求められております。こうした中、当社グループは、事業活動に関わる全ての人の生命・健康を守りながら、事業継続に万全を期すことにより、電気・ガス・通信等、社会のみなさまのくらしやビジネスに不可欠なインフラを担う事業者として、引き続き、これらを安全・安定的にお届けできるよう、総力を挙げて取り組んでまいります。

また、金品受取り問題等を踏まえ、コンプライアンスや発注・契約、経営管理体制について、外部の客観的な視点を重視した変革を進めるなど、お客さまや社会のみなさまから信頼を再び賜わることができるよう、業務改善計画に掲げた施策を迅速かつ確実に実行してまいります。

加えて、当社グループとして持続的な成長を図るため、徹底した効率化の追求や、販売・電源両面での競争力の向上、新規成長分野の開拓等を通じて、あらゆる面で改革を実行してまいります。

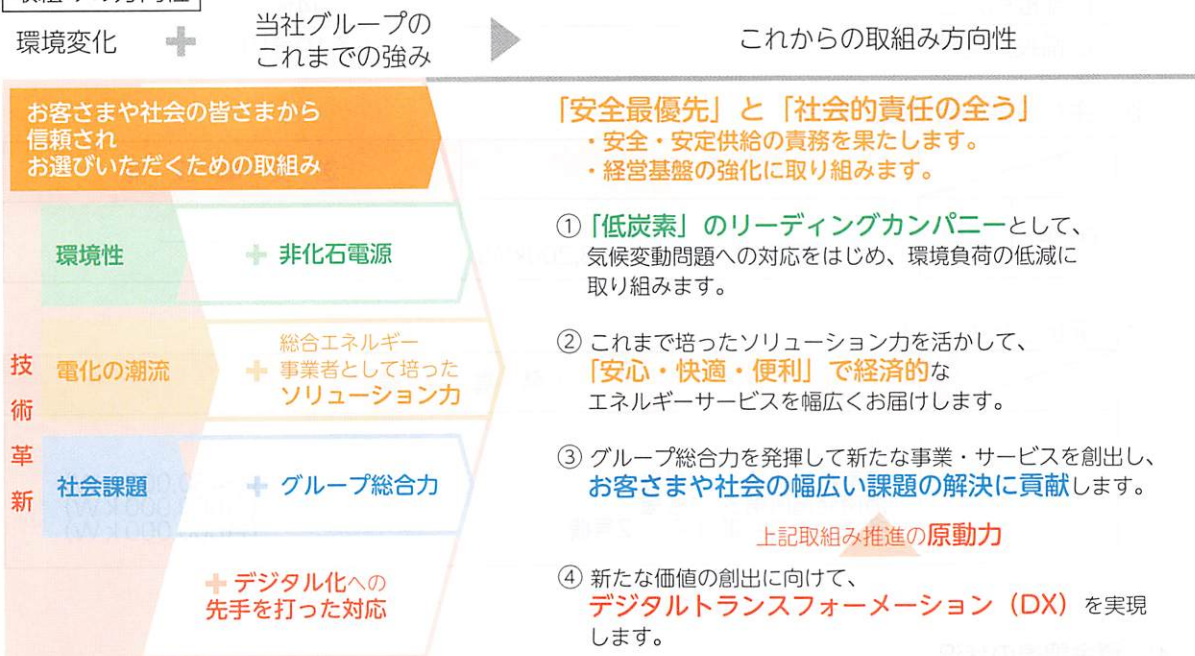
当社グループは、こうした取組みを通じ、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

私たちの「目指す姿」

エネルギー分野における日本のリーディングカンパニーとして、さらには
「持続可能な未来社会の実現を支える共通基盤」の主要な担い手として、
 お客さまと社会のお役に立ち続ける

取組みの方向性



財務目標

	2019～2021年度	2028年度
経常利益	3カ年平均 2,000億円 以上	3,000億円 以上
自己資本比率	20% 以上	30% 以上
ROA	3カ年平均 3.0% 以上	4.0% 以上

関西電力グループ重点取組み（2020）

1. 新型コロナウイルスへの対応
2. 業務改善計画の完遂を通じた信頼回復

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額

電気事業	4,451億円
ガス・その他エネルギー事業	437億円
情報通信事業	411億円
生活・ビジネスソリューション事業	513億円
内部取引消去	△ 194億円
設備投資総額	5,619億円

b. 主な設備の新增設工事等

		発 電 設 備	送 変 電 設 備
継続中	設備更新	[水 力] 丸山発電所 (153,200kW)	—————

c. 廃止した主な設備

		発 電 設 備
廃 止		[火 力] 海南発電所第1、2号機 (各450,000 kW) 海南発電所第3、4号機 (各600,000 kW) 多奈川第二発電所第1、2号機 (各600,000 kW)

(4) 資金調達の状況

a. 社 債

発 行 額	償 還 額
2,539億円	1,996億円

(注) 発行額には、米国ドル債 5 億米ドル (円貨換算約538億円) を含んでおります。

b. 借入金

借入額	返済額
7,419億円	5,782億円

c. コマーシャル・ペーパー

発行額	償還額
5,220億円	4,960億円

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 (第93期)	2017年度 (第94期)	2018年度 (第95期)	2019年度 (当期)
売上高 (営業収益)	30,113億円	31,336億円	33,076億円	31,842億円
経常利益	1,961億円	2,171億円	2,036億円	2,115億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,407億円	1,518億円	1,150億円	1,300億円
1株当たり当期純利益	157.58円	170.01円	128.83円	145.55円
総 資 産	68,531億円	69,850億円	72,573億円	76,127億円

- (注) 1. 2016年度は、燃料費調整単価が低下したことなどから、売上高は減少いたしました。一方、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。
2. 2017年度は、小売販売電力量の減少や電気料金の値下げの影響があったものの、託送収益や他社販売電力料の増加に加え、ガス事業や情報通信事業が拡大したことなどにより、売上高は増加いたしました。また、燃料価格が上昇したことなどによる経常費用の増加があったものの、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。
3. 2018年度は、電気料金の値下げの影響があったものの、地帯間・他社販売電力量の増加などにより、売上高は増加いたしました。一方、地帯間・他社販売電力量の増加や燃料価格の上昇などにより、経常費用が増加し、経常利益は減少いたしました。また、災害による損失、関係会社投資損失を特別損失に計上したことなどから、親会社に帰属する当期純利益は減少いたしました。
4. 2019年度は、ガス事業の売上高が増加したものの、小売販売電力量の減少などにより、売上高は減少いたしました。一方、燃料費の減少などにより経常費用が減少したことに加え、2018年度に計上した特別損失の減少により、経常利益および親会社に帰属する当期純利益は増加いたしました。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 オ プ テ ー ジ	330.0億円	100.0%	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保守を含めた運転保全サービス、電気事業
関電不動産開発株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理、不動産投資顧問業
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
株式会社日本ネットワークサポート	4.1	80.5	配電資機材の製造、販売
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
株式会社ニュージェック	2.0	84.0	土木・建築等に関する調査・設計・工事監理
株式会社関電パワーテック	1.0	100.0	火力・原子力発電設備の運転・保守管理、産業廃棄物の処理・再生利用、石炭灰・資機材等の販売
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
株式会社環境総合テクノス	1.0	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事
Next Power 株式会社	1.0	100.0	マンション高圧一括受電サービス事業
株式会社関電システムズ	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
関 電 サ ー ビ ス 株 式 会 社	0.7億円	100.0%	電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告
株 式 会 社 関 電 L & A	0.3	100.0	リース、自動車整備、保険代理店
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社	0.1	100.0	燃料の売買および輸送
Kansai Electric Power Australia Pty Ltd	3.91 (億アメリカドル)	100.0	オーストラリアにおけるプルードLNGプロジェクトの開発・操業・管理
* 日 本 原 燃 株 式 会 社	4,000.0	17.3	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業
* 株 式 会 社 き ん で ん	264.1	33.7	電気・情報通信・環境関連工事
* 株 式 会 社 エ ネ ゲ ー ト	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
* San Roque Power Corporation	0.18 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

- (注) 1. 総合エネルギー事業の競争力強化と情報通信事業のさらなる成長を図るため、2019年4月1日に組織再編を行い、株式会社ケー・オブティコムは株式会社オブテージに、関電システムソリューションズ株式会社は株式会社関電システムズに、それぞれ社名を変更しております。
2. *印は持分法適用の関連会社であり、他は全て連結子会社であります。
3. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。
4. 当社は、2020年4月1日付をもって一般送配電事業およびこれに附帯する事業を、吸収分割により関西電力送配電株式会社に承継させました。同日現在の同社の状況は次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
関 西 電 力 送 配 電 株 式 会 社	400.0億円	100.0%	一般送配電事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、電気やガス、ユーティリティサービスなどの総合的なエネルギー・ソリューションを提供する「総合エネルギー・送配電事業」、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」および不動産関連サービスや生活・ビジネス関連サービスの提供を行う「生活・ビジネスソリューション事業」において事業を展開しております。

(8) 主要な事業所等

a. 当社の主要な事業所および発電所

(a) 事業所

本店（大阪府大阪市）、原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）

(b) 発電所

区 分	発電所名	所在地
水力発電所 (出力100,000 k W以上)	喜撰山	京都府
	奥吉野	奈良県
	大河内、奥多々良木	兵庫県
	木曽、読書	長野県
	丸山、下小鳥	岐阜県
	新黒部川第三、音沢、黒部川第四	富山県
火力発電所 (出力1,000,000 k W以上)	堺港、南港	大阪府
	舞鶴	京都府
	御坊	和歌山県
	姫路第一、姫路第二、赤穂	兵庫県
原子力発電所	美浜、高浜、大飯	福井県
太陽光発電所 (出力10,000 k W以上)	堺太陽光	大阪府

b. 重要な子会社の本店所在地

会 社 名	本店所在地
株式会社オペテージ	大阪府大阪市
株式会社関電エネルギーソリューション	
関電不動産開発株式会社	
株式会社かんでんエンジニアリング	
株式会社日本ネットワークサポート	
関電プラント株式会社	
株式会社ニュージェック	
株式会社関電パワーテック	
関電ファシリティーズ株式会社	
株式会社環境総合テクノス	
Next Power株式会社	東京都中央区
株式会社関電システムズ	大阪府大阪市
関電サービス株式会社	
株式会社関電 L & A	
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社	オーストラリア 西オーストラリア州 パース市
Kansai Electric Power Australia Pty Ltd	

(9) 使用人の状況

区 分	使用人数	前年度末比増減
電気事業	18,085名	－738名
ガス・その他エネルギー事業	7,071	6,402
情報通信事業	3,234	－361
生活・ビジネスソリューション事業	3,460	3,460
(その他の事業)	(－)	(－9,510)
合 計	31,850	－747

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

2. 当年度から、事業の区分を変更しております。前年度まで「その他の事業」に整理していた事業を、その事業内容等に照らし、「ガス・その他エネルギー事業」と「生活・ビジネスソリューション事業」に再整理しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,755億円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,665
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,079
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,783
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,384
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,901

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2019年4月1日付をもって当社の電気事業に係る保安通信事業に関して有する権利義務の一部を、吸収分割により株式会社ケイ・オプティコム（2019年4月1日付で「株式会社オプテージ」に社名変更）に承継させました。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 17億8,405万9,697株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9億3,873万3,028株 |
| (3) 株主数 | 29万5,658名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
大 阪 市	68,287千株	7.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	52,496	5.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	36,889	4.13
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	27,462	3.07
神 戸 市	27,351	3.06
関 西 電 力 持 株 会	19,154	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	18,661	2.09
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	17,378	1.94
大 阪 市 高 速 電 気 軌 道 株 式 会 社	15,461	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	15,445	1.73

（注）出資比率は、自己株式（45,159,705株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
* 取締役社長	森 本 孝		株式会社かんでんエルハート 代表取締役社長 社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長
* 取締役 副社長執行役員	土 井 義 宏	送配電カンパニー長、 行為規制担当、 業務全般	日立造船株式会社社外監査役
* 取締役 副社長執行役員	彌 園 豊 一	営業本部長、 人財・安全推進室担当、 立地室担当、 業務全般	
* 取締役 副社長執行役員	稲 田 浩 二	経営企画室、 エネルギー・環境企画室、 中間貯蔵推進担当、 IT戦略室担当	東洋テック株式会社社外取締役
* 取締役 副社長執行役員	松 村 孝 夫	原子力事業本部長	
取締役 常務執行役員	島 本 恭 次	火力事業本部長、 研究開発室担当	
取 締 役	井 上 礼 之		ダイキン工業株式会社取締役 会長兼グローバルグループ代 表執行役員 阪急阪神ホールディングス株 式会社社外取締役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取 締 役	沖 原 隆 宗		株式会社三菱ＵＦＪ銀行特 別顧問 損害保険ジャパン日本興亜 株式会社社外監査役 株式会社オービックビジネス コンサルタント社外取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	小 林 哲 也		近鉄グループホールディングス株式会社代表取締役会長 株式会社きんえい取締役 三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 株式会社近鉄百貨店取締役 近畿日本鉄道株式会社取締役 近鉄不動産株式会社取締役 KNT-CTホールディングス株式会社取締役 公益社団法人関西経済連合会副会長
取 締 役	槇 村 久 子		京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会理事長 積水ハウス株式会社社外監査役
常 任 監 査 役	八 嶋 康 博	(常勤)	株式会社きんでん社外監査役
常 任 監 査 役	杉 本 康	(常勤)	
常 任 監 査 役	樋 口 幸 茂	(常勤)	
監 査 役	十 市 勉		一般財団法人日本エネルギー経済研究所参与
監 査 役	大 坪 文 雄		パナソニック株式会社特別顧問 帝人株式会社社外取締役
監 査 役	佐 々 木 茂 夫		弁護士 積水樹脂株式会社社外監査役 岩井コスモ証券株式会社社外取締役
監 査 役	加 賀 有 津 子		大阪大学大学院工学研究科教授

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 取締役井上礼之、取締役沖原隆宗、取締役小林哲也および取締役槇村久子の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役十市勉、監査役大坪文雄、監査役佐々木茂夫および監査役加賀有津子の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
5. 常任監査役杉本康氏は、当社執行役員経理室長および経理部門担当役員を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役沖原隆宗氏が社外監査役に就任している損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付をもって損害保険ジャパン株式会社に社名を変更しております。
7. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
8. 当事業年度中辞任した取締役は次のとおりであります。

地 位	氏 名	辞任年月日	担 当	重要な兼職の状況
*取締役会長	八 木 誠	2019年10月9日		公益社団法人関西経済連合会副会長
*取締役副社長執行役員	森 中 郁 雄	2019年10月9日	原子力事業本部長	
*取締役社長	岩 根 茂 樹	2020年3月14日		
*取締役副社長執行役員	土 井 義 宏	2020年3月31日	送配電カンパニー一長、 行為規制担当、 業務全般	日立造船株式会社社外監査役

(地位、担当および重要な兼職の状況は辞任時、*印は代表取締役)

9. 当事業年度中の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
稲 田 浩 二	* 取締役副社長執行役員	取締役常務執行役員	2019年6月21日
松 村 孝 夫	* 取締役副社長執行役員	取締役常務執行役員	2019年10月9日
森 本 孝	* 取締役社長	* 取締役副社長執行役員	2020年3月14日

(*印は代表取締役)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】			対象となる 役員の員数 【人】 (注2)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬 (注1)	
取締役 (社外取締役を除く)	483	412	44	26	13
監査役 (社外監査役を除く)	117	117	—	—	4
社外取締役	39	39	—	—	4
社外監査役	42	42	—	—	6

(注1) 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

(注2) 対象となる役員の員数には、第95回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名および監査役3名ならびに2019年10月9日をもって辞任した取締役2名、2020年3月14日をもって辞任した取締役1名、2020年3月31日をもって辞任した取締役1名を含めております。

(注3) 当事業年度の実績（社外取締役を除く）ごとの報酬等の額

氏名	地位 (期末時点)	報酬等の総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】		
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬 (※2)
森 本 孝	取締役社長	59	50	5	3
土 井 義 宏	取締役 副社長執行役員	58	50	5	2
彌 園 豊 一	取締役 副社長執行役員	58	50	5	2
稲 田 浩 二	取締役 副社長執行役員	55	48	5	2
松 村 孝 夫	取締役 副社長執行役員	49	42	4	2
島 本 恭 次	取締役 常務執行役員	46	39	4	2

(※1) 当事業年度の期末時点において取締役（社外取締役を除く）の地位にあった役員の報酬等について、記載しております。

(※2) 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

(※3) 取締役森本孝、取締役稲田浩二、取締役松村孝夫の各氏の当事業年度中の取締役の地位の異動は、(1)の(注)9に記載のとおりであります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針等

a. 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬については、取締役会が決定しており、具体的には、取締役の報酬等に関する客観性・透明性の向上を目的に、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会を設置し、同委員会の審議を経たうえで、取締役会の一任を受けた取締役会長が決定しております。

取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成しております。

基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の支給割合は、それぞれ、85：10：5を目安としております。

なお、社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

監査役の報酬は、取締役の職務執行を監査する立場にあることを勘案し、独立性を高める観点から、月例の基本報酬のみで構成しており、監査役の協議により決定しております。

b. 基本報酬、業績連動報酬、株式報酬

(基本報酬)

当社の基本報酬は、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを勘案して、役位に応じた基準額を支給しております。

(業績連動報酬)

当社の業績連動報酬は、単年度の会社の業績を表す「経常利益」を指標として設定しており、その支給額については、役位ごとの基準額に、目標に対する達成度合に応じて、算定、支給しております。

【業績連動報酬の具体的な算定方法】

$$\text{役位別基準額（※1）} \times \text{目標達成率（※2）} = \text{役位別業績連動報酬額（年額）}$$

(※1) 役位別基準額（年額）

取締役会長・社長	825万円
取締役・副社長執行役員	580万円
取締役・常務執行役員	460万円

(※2) 2019年度の業績連動報酬に係る目標達成率（連動幅0～120%）

	目標値（2018年度）	実績値（2018年度）	達成率	合計達成率
連結経常利益	2,000億円	2,036億円	101.8%	89.3%
個別経常利益	1,700億円	1,305億円	76.8%	

(株式報酬)

当社の株式報酬は、取締役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

(4) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社 外 取 締 役	井 上 礼 之	当事業年度に開催した取締役会16回のうち14回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社 外 取 締 役	沖 原 隆 宗	当事業年度に開催した取締役会16回の全てに出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。
社 外 取 締 役	小 林 哲 也	当事業年度に開催した取締役会16回のうち15回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社 外 取 締 役	榎 村 久 子	2019年6月21日就任後に開催した取締役会14回の全てに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	十 市 勉	当事業年度に開催した取締役会16回および監査役会18回の全てに出席し、主にエネルギー経済・エネルギー政策の研究者としての見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	大 坪 文 雄	当事業年度に開催した取締役会16回および監査役会18回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	佐 々 木 茂 夫	2019年6月21日就任後に開催した取締役会14回および監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	加 賀 有 津 子	2019年6月21日就任後に開催した取締役会14回のうち11回、また監査役会14回のうち11回に出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。

(注) 「1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおり、当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題および役員退任後の囑託等の報酬に関する問題により、2020年3月30日、当社は電気事業法に基づく業務改善命令に対する業務改善計画を経済産業大臣に提出しました。

社外取締役榎村久子氏（2011年6月から2019年6月は社外監査役に就任）ならびに社外監査役十市勉氏および大坪文雄氏は、金品受取り問題については、社外監査役として、常任監査役から報告を受けて以降、監査役会等で協議しながら監査を進めました。また、その後は、事前には認識していなかった役員退任後の囑託等の報酬に関する問題を含め、徹底した原因究明および再発防止に向けた業務改善計画の策定に当たって提言を行いました。その他については、日頃から取締役会および監査役会等においてガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行っており、その職責を果たしております。

その他の社外取締役および2019年6月以降に就任した社外監査役の各氏は、事前にはこれらの問題を認識しておりませんでした。日頃から取締役会および監査役会等において、ガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、これらの問題の認識後は、徹底した原因究明および再発防止に向けた業務改善計画の策定に当たって提言を行うなど、その職責を果たしております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| a. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 151百万円 |
| b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 392百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の当事業年度の監査計画や報酬見積りなどの相当性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社である、関電プラント株式会社の計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が、Kansai Electric Power Australia Pty Ltdの計算関係書類の監査は、Deloitte Touche Tohmatsuが行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務」等を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- a. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。
- b. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 当該体制に関する取締役会の決議内容

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役を、それぞれ複数名置く。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な業務の執行に関する事項について、役付取締役および役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、C S R およびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(a) 取締役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(b) 取締役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(c) 取締役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(d) 取締役は、子会社に対して、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、C S R およびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させることにより、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、コンプライアンス上疑義のある行為等について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

g. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

h. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査役の指示に従うとともに、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

i. 監査役への報告に関する体制

取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に基づき、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

j. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査役に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

k. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行っている。また、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適正・適法かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認している。

取締役は、常務会および各種会議体等において、経営の基本的方向性や行動の規範に従い職務を執行している。

取締役会は、2019年度中に16回開催し、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取り締役の職務の執行状況等に関する報告を受けることにより、取締役の職務の執行を監督している。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っている。なお、独立性を確保した社外取締役4名、社外監査役4名を置き、取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化し、取締役の職務執行への助言を行っている。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行っている。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会等の議事録、りん議書等の業務決定文書について、法令および社内規程に基づき、適正に作成、保存、管理している。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴うリスクについて、各部門が自律的にリスクを評価して、必要な対策を実施し、部門横断的なリスクについては、リスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所がリスク管理に係る方針、計画等を策定するとともに、業務執行箇所のリスク管理状況を把握、評価し、日常的な支援を行っている。

また、「関西電力グループリスク管理規程」および「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を2019年度中に1回開催し、全社的な視点でリスク管理状況を把握、評価するとともに、取締役会・常務会に報告している。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社の機構、業務分掌、職位およびそれらの運用に係る社内規程ならびに各職位の職責と権限に係る社内規程によって業務運営の責任体制を明確にするとともに、権限の配分、行使を適切な範囲で行い、効率的な体制を構築している。

また、当社は、2019年度中に常務会を39回開催し、全般的な業務執行方針、計画および重要な業務執行について審議するとともに、必要な報告などを行うことにより効率的な意思決定を行っている。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「サステナビリティ・CSR推進会議規程」に基づき、サステナビリティ・CSR推進会議を2019年度中に3回開催し、CSR活動計画の審議・策定を行い、それに基づき各組織において自律的な取組みを展開するとともに、毎年CSRの浸透状況について確認を行っている。

また、コンプライアンス委員会を2019年度中に3回開催し、グループ全体のコンプライアンスに関する総合的方策の策定やグループ全体のコンプライアンスに関する具体的方策の総合調整および実施の促進等を行っている。

コンプライアンス相談窓口において、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保している。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社の経営層と、定期的な会議を通して、子会社の経営状況等についてコミュニケーションを行うとともに、四半期ごとに決算実績について報告を受けている。

子会社の事業活動に伴うリスクについては、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握を行うとともに、子会社のリスク管理状況について確認し、リスク管理委員会で報告を受けている。また、専門性を備えたリスク分野ごとの管理箇所が、定期的に開催する会議等を通して、子会社に日常的な助言・指導を行っている。

子会社に対し、業務の適正確保に必要なCSR、コンプライアンス、組織および権限に係る規程の整備状況を確認している。

コンプライアンス相談窓口において、子会社においてコンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させている。

g. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、執行部から独立した組織として監査役室を設置し、監査役室は、15名のスタッフにより監査計画に基づく監査実務、監査役会の運営等を実施している。

h. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役直属の監査業務専任のスタッフについて、取締役の指揮命令を受けず、また、その評価・異動等は監査役の意向が尊重されているなど、取締役からの独立性を確保している。

i. 監査役への報告に関する体制

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、経営・業績に係る重要事項、社内外への開示事項等につき、監査役に報告を行っている。

j. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規程を整備し、不利な取扱いの排除を確保している。また、子会社の不利な取扱いの排除につき、全ての子会社において規程化されていることを確認している。

k. 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査業務に必要な費用を確保している。

l. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役職務の実効性確保に関する規程」等の社内規程に基づき、監査役または監査役スタッフの職務執行に係る調査に協力している。

主要な委員会等については、委員会事務局が都度、常任監査役開催案内を送付し、委員会等の資料・議事録の提供などを適切に行っている。常任監査役は、委員会に都度出席し、審議状況を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

当社は、内部監査の専任組織として経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を監査しており、その結果については、半期ごとに、社外有識者3名を含む経営監査委員会の審議を経て、取締役会・常務会に報告している。

当社は、「1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおり、当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題等により、本年3月14日に第三者委員会から調査報告書を受領しました。報告書では、当社グループの役職員合計75名が、社外の関係者から総額約3億6千万円相当の金品を受領していたこと、社外の関係者の要求に応じる形で、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束し、実際に発注を行っている場合もあったこと、また本問題発覚後の当社の対応に関し、執行部による監査役への報告が遅滞したこと、さらには取締役および監査役が取締役会に報告せず、その結果、本問題の公表について取締役会で議論されなかったことなどに関して、コンプライアンス意識の欠如や、ガバナンスの深刻な機能不全であったと評価されました。

また、同報告書では、一部の元役員へ退任後に嘱託等の業務を委嘱した際の報酬について、修正申告時の追加納税分の補填の趣旨が含まれており、正当性を認めることは困難であること、あわせて、過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填の趣旨も含まれていることが指摘されました。

これらの問題により、経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受け、本年3月30日、再発防止に向けた業務改善計画を提出しました。

当社グループは、「1.企業集団の現況に関する事項(2)対処すべき課題」に記載のとおり、業務改善計画に掲げた施策を着実に実行し、誠実で、透明性の高い開かれた事業活動を実現することで、再び信頼を賜わり、お客さまから選ばれ、社会から必要とされる「新たな関西電力の創生」を目指してまいります。

連結貸借対照表

2020年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,692,993	固 定 負 債	4,257,078
電 気 事 業 固 定 資 産	3,149,339	社 債	1,114,147
水 力 発 電 設 備	302,006	長 期 借 入 金	2,014,195
汽 力 発 電 設 備	345,217	退 職 給 付 に 係 る 負 債	367,095
原 子 力 発 電 設 備	387,506	資 産 除 去 債 務	508,279
送 電 設 備	779,561	繰 延 税 金 負 債	3,440
変 電 設 備	407,537	そ の 他 の 固 定 負 債	249,920
配 電 設 備	806,399	流 動 負 債	1,686,464
業 務 設 備	101,170	1 年以内に期限到来の固定負債	544,846
その他の電気事業固定資産	19,939	短 期 借 入 金	144,521
そ の 他 の 固 定 資 産	835,160	コマーシャル・ペーパー	296,000
固 定 資 産 仮 勘 定	925,344	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	129,739
建設仮勘定及び除却仮勘定	772,345	未 払 税 金	65,546
原子力廃止関連仮勘定	65,038	債 務 保 証 損 失 引 当 金	14,876
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	87,960	そ の 他 の 流 動 負 債	490,933
核 燃 料	509,313	引 当 金	27,431
装 荷 核 燃 料	65,873	渴 水 準 備 引 当 金	27,431
加 工 中 等 核 燃 料	443,439	負 債 合 計	5,970,974
投 資 そ の 他 の 資 産	1,273,835	株 主 資 本	1,522,687
長 期 投 資	339,759	資 本 金	489,320
関 係 会 社 長 期 投 資	511,136	資 本 剰 余 金	66,678
繰 延 税 金 資 産	348,883	利 益 剰 余 金	1,063,517
そ の 他 の 投 資 等	79,547	自 己 株 式	△ 96,828
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 5,491	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	78,106
流 動 資 産	919,736	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	59,615
現 金 及 び 預 金	279,542	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	14,173
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	286,481	為 替 換 算 調 整 勘 定	7,309
た な 卸 資 産	172,764	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 2,992
そ の 他 の 流 動 資 産	183,096	非 支 配 株 主 持 分	40,960
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,148	純 資 産 合 計	1,641,754
合 計	7,612,729	合 計	7,612,729

連結損益計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	2,977,303	営業収益	3,184,259
電気事業営業費用	2,384,507	電気事業営業収益	2,505,441
その他事業営業費用	592,795	その他事業営業収益	678,818
営業利益	(206,956)		
営業外費用	47,114	営業外収益	51,700
支払利息	25,875	受取配当金	13,999
その他の営業外費用	21,238	受取利息	2,042
		固定資産売却益	6,966
		持分法による投資利益	13,872
		その他の営業外収益	14,819
当期経常費用合計	3,024,417	当期経常収益合計	3,235,959
当期経常利益	211,541		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 957		
渴水準備引当金取崩し（貸方）	△ 957		
特別損失	24,141		
関係会社投資等損失	24,141		
税金等調整前当期純利益	188,357		
法人税等	57,143		
法人所得税等	30,363		
法人税等調整額	26,780		
当期純利益	131,214		
当非支配株主に帰属する利益	1,211		
親会社株主に帰属する利益	130,002		

貸借対照表

2020年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,177,417	固 定 負 債	4,038,832
電 気 事 業 固 定 資 産	3,236,262	社 長 期 借 入 債 金	1,113,820
水 力 発 電 設 備	306,967	長 期 未 払 債 務	1,842,629
汽 力 発 電 設 備	346,434	リ ー ス 債 務	4,298
原 子 力 発 電 設 備	394,525	関 係 会 社 長 期 債 務	313
内 燃 力 発 電 設 備	3,109	退 職 給 付 引 当 金	65,620
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	998	資 産 除 去 債 務	334,372
送 電 設 備	794,032	雑 固 定 負 債	498,361
変 電 設 備	414,261	流 動 負 債	179,415
配 電 設 備	856,167	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	1,680,400
業 務 付 設 備	103,914	短 期 借 入 金	501,400
附 帯 事 業 固 定 資 産	15,849	マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	130,000
事 業 外 固 定 資 産	21,071	買 掛 金	296,000
固 定 資 産 仮 勘 定	6,421	未 払 金	59,157
建 設 仮 勘 定	896,619	未 払 費 用	58,280
除 却 仮 勘 定	741,221	未 払 税 金	203,369
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	2,399	未 預 り 金	50,647
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	65,038	関 係 会 社 短 期 債 務	27,883
核 燃 料	87,960	引 当 金	249,759
装 荷 核 燃 料	509,313	債 務 保 証 損 失 引 当 金	78,278
加 工 中 等 核 燃 料	65,873	引 当 金	14,876
投 資 そ の 他 の 資 産	443,439	引 当 金	10,746
長 期 投 資	1,507,730	引 当 金	27,431
関 係 会 社 長 期 投 資	212,606	引 当 金	27,431
長 期 前 払 費 用	975,002	引 当 金	27,431
繰 延 税 金 (貸 方)	34,232	引 当 金	5,746,665
流 動 資 産	286,216	株 本	959,530
現 金 及 び 預 金	△ 328	資 本 剰 余 金	489,320
売 掛 金	570,441	資 本 剰 余 金	67,031
諸 未 収 入 金	213,309	利 益 剰 余 金	67,031
貯 蔵 品	206,027	そ の 他 利 益 剰 余 金	45,197
前 払 費 用	23,334	自 己 株 式	454,691
関 係 会 社 短 期 債 権	70,895	評 価 ・ 換 算 差 額 等	22
雑 流 動 資 産	1,964	自 己 株 式	454,669
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	38,056	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 96,711
	18,528	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	41,663
	△ 1,675	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	41,738
合 計	6,747,858	純 資 産 合 計	△ 75
		合 計	1,001,193
		合 計	6,747,858

損益計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	2,533,167	営業収益	2,658,836
電気事業費	2,403,647	電力料	2,528,151
水気事業費	53,876	燃料料	816,921
汽力事業費	532,345	材料料	1,272,471
水原子力事業費	327,203	電力料	10,923
内燃機事業費	1,007	材料料	64,199
新地工帯社	249	益金	153,217
他送配販	10,606	益金	2,053
変配販	443,576	益金	177,956
販	130,110	益金	28,938
貸	61,878	益金	1,470
	208,719		
	79,592		
	416		
	160,653		
	20,636		
	7,986		
	289,579		
	1,011		
	50,633		
	23,752		
	187		
△	129,519	附帯事業営業収益	130,684
	125,400	ガス事業営業収益	122,251
	4,119	その他附帯事業営業収益	8,433
(125,669)			
営業外費用	28,820	営業外収益	28,161
財務費用	23,661	財務収益	13,942
支社費用	22,805	受取配当	12,600
事業債	855	事業取外利	1,342
固定資産売却	5,159	事業取外利	14,219
定期損	193	事業取外利	1,850
当経常費用合計	4,965	当経常収益合計	12,368
当準備金引当金又は取崩し(貸方)	2,561,987		2,686,998
当準備金引当金取崩し(貸方)	125,010		
△	957		
△	957		
特別損	14,876		
税法引	14,876		
税法	111,091		
当	31,990		
	4,507		
	27,483		
	79,100		

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 井 尚 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樋 野 智 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より主として定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 尚 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋 野 智 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、有限責任監査法人トーマツ等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく体制（内部統制システム）の構築および運用の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二. 取締役の職務の執行については、事業報告に記載のとおり、取締役による不適切な行為が判明しており、現在、取締役責任調査委員会において、その法的責任について調査中であり、監査役としては、その調査結果を踏まえ、提訴の可否を判断してまいります。

また、再発防止策等を取りまとめた業務改善計画が策定されており、監査役会としては、業務改善計画の実施状況、報酬補填に関する調査状況を監視・検証してまいります。

上記以外については、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、事業報告に記載のとおり、不適切な運用が判明しており、これを踏まえて、業務改善計画が策定されております。

監査役会としては、内部統制システムに関する取締役会決議のさらなる充実を含め、業務改善計画の実施状況を監視・検証するとともに、コーポレートガバナンスの一翼を担う監査役会として、当社の信頼回復に努めてまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2020年5月18日

関西電力株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 八 嶋 康 博 ㊞

常任監査役(常勤) 杉 本 康 ㊞

常任監査役(常勤) 樋 口 幸 茂 ㊞

監 査 役 十 市 勉 ㊞

監 査 役 大 坪 文 雄 ㊞

監 査 役 佐 々 木 茂 夫 ㊞

監 査 役 加 賀 有 津 子 ㊞

(注) 監査役十市勉、監査役大坪文雄、監査役佐々木茂夫および監査役加賀有津子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

第1号議案から第3号議案までは、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2019年度の業績および2020年度以降の収支状況や、引き続き財務体質が改善しつつあることなど、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額22,339,333,075円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日（金曜日）

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制の構築に向け、取締役会の監督機能を強化するため、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会および報酬委員会ならびに執行役に係る規定の新設、監査役および監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。なお、変更定款案のうち、第36条（執行役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、新たなガバナンス体制において、取締役会の監督機能を強化するに当たって、継続的に有用な人材を確保するため、業務執行を行わない取締役について責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款第31条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
（機関） 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 （招集の時期及び招集者） 第14条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に社長が招集する。 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。	（機関） 第4条 本会社は、<u>指名委員会等設置会社として</u>、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (3) 執行役 (4) 会計監査人 （招集の時期及び招集者） 第14条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合に、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。</u> 2 <u>前項により定めた取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役にこれに当る。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(議長) 第16条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当る。 2 <u>社長</u>に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。 (取締役会及びその招集通知) 第23条 取締役会は、すべての取締役で組織する。 2 取締役会は、<u>社長</u>がこれを招集する。 3 <u>社長</u>に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。 4 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の議長) 第24条 取締役会の議長は、<u>社長</u>がこれに当る。 2 <u>社長</u>に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。 (取締役会の権限) 第25条 取締役会は、本会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。 (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。	(議長) 第16条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役又は執行役</u>がこれに当る。 2 前項により定めた取締役又は執行役に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。 (取締役会及びその招集通知) 第23条 (第1項 現行どおり) 2 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集する。 3 前項により定めた取締役に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。 4 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の議長) 第24条 取締役会の議長は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれに当る。 2 前項により定めた取締役に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。 (取締役会の権限) 第25条 取締役会は、本会社の重要な業務執行を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。 <u>2 取締役会は、その決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、本会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。</u> ＜本項新設＞ (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(代表取締役及び役付取締役) 第28条 <u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u> 2 <u>取締役会の決議によって、社長1名を置き、なお副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u> (役付取締役の業務執行) 第29条 <u>社長は、本会社の業務を統括する。</u> 2 <u>副社長及び常務取締役は、社長を補佐し本会社の業務を執行する。</u> 3 <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。</u> (会長) 第30条 <u>取締役会の決議によって、会長1名を置くことができる。</u> 2 <u>会長を置いた場合には、第14条、第16条、第23条及び第24条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u> (取締役の責任免除) 第31条 <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>	(役付取締役) 第28条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長を選定することができる。</u> <本項削る> <本条削る> <本条削る> (取締役会規則) 第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u> <本条新設> (取締役の責任免除) 第30条 (第1項 現行どおり) 2 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の定員)</u> <u>第32条 本会社の監査役は、7名以内とする。</u> <u>(監査役の選任)</u> <u>第33条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役の任期)</u> <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u> <u>(常任監査役)</u> <u>第35条 監査役会の決議によって、常任監査役若干名を置く。</u> <u>2 常任監査役は、常勤とする。</u> <u>(監査役会及びその招集通知)</u> <u>第36条 監査役会は、すべての監査役で組織する。</u> <u>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>(監査役会の決議の要件)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</u>	＜本章削る＞

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>	<u>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> <u><本章新設></u> <u>(各委員の選定方法)</u> <u>第31条 本会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員及び委員長は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>(各委員会の権限等)</u> <u>第32条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会の権限その他の各委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める各委員会規則による。</u> <u>第6章 執行役</u> <u><本章新設></u> <u>(執行役の選任)</u> <u>第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第<u>6</u>章 計 算 (事業年度) 第<u>40</u>条 (条文省略) ┆ (中間配当) 第<u>42</u>条 (条文省略)	(執行役の任期) 第<u>34</u>条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。 2 補欠又は増員として選任された執行役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の現任者の残任期間と同一とする。 (代表執行役及び役付執行役) 第<u>35</u>条 取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、執行役社長 1 名を置くほか、執行役副社長その他の役付執行役各若干名を置くことができる。 (執行役の責任免除) 第<u>36</u>条 本会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 第<u>7</u>章 計 算 (事業年度) 第<u>37</u>条 (現行どおり) ┆ (中間配当) 第<u>39</u>条 (現行どおり) 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 第96回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為については、なお変更前の定款第39条第 1 項の規定を適用する。 <本条新設>

第3号議案 取締役13名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、取締役全員（9名）および監査役全員（7名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名を選任したいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社に おける地位	候補者 番号	氏 名	現在の当社に おける地位
1	新任 社外 独立 さかき ばら だ ゆき 榊 原 定 征	—	9	再任 もり もと たかし 森 本 孝	代表取締役社長
2	再任 社外 独立 おき ばら たか むね 沖 原 隆 宗	社外取締役	10	再任 み その とよ かず 彌 園 豊 一	代表取締役 副社長執行役員
3	再任 社外 独立 こ ばやし てつ や 小 林 哲 也	社外取締役	11	再任 いな だ こう じ 稲 田 浩 二	代表取締役 副社長執行役員
4	新任 社外 独立 さ さ き しげ お 佐々木 茂 夫	社外監査役	12	新任 すぎ もと やすし 杉 本 康	常任監査役
5	新任 社外 独立 か が あつ こ 加 賀 有津子	社外監査役	13	新任 やま じ すすむ 山 地 進	常務執行役員
6	新任 社外 独立 とも の ひろし 友 野 宏	—	社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者		
7	新任 社外 独立 たか まつ かず こ 高 松 和 子	—			
8	新任 社外 独立 ない とう ふみ お 内 藤 文 雄	—			

候補者番号

1

さかきばら さだゆき

榊原 定征

(生年月日) 1943年3月22日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2002年 6 月 東レ株式会社代表取締役社長
2010年 6 月 同社代表取締役会長
2014年 6 月 一般社団法人日本経済団体連合会会長
2014年 6 月 東レ株式会社取締役会長
2015年 6 月 同社相談役最高顧問
2017年 6 月 同社相談役
2018年 5 月 一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長（現在に至る）
2018年 6 月 東レ株式会社特別顧問（2019年6月 退任）

〔重要な兼職の状況〕

- ・一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長
- ・日本電信電話株式会社社外取締役
- ・株式会社シマノ社外取締役
- ・株式会社ニトリホールディングス社外取締役
- ・株式会社産業革新投資機構社外取締役取締役会議長

【取締役候補者とした理由】

グローバルに事業を展開する東レ株式会社の要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任しているほか、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

なお、榊原氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 2004年 5 月 株式会社UFJ銀行代表取締役頭取
- 2004年 6 月 株式会社UFJホールディングス取締役
- 2005年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員（2008年4月 退任）
- 2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行代表取締役副頭取
- 2008年 4 月 同社代表取締役副会長
- 2010年 6 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ代表取締役会長（2014年6月 退任）
- 2014年 5 月 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問
- 2014年 6 月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）
- 2018年 4 月 株式会社三菱UFJ銀行特別顧問（行名変更）（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・株式会社三菱UFJ銀行特別顧問
- ・損害保険ジャパン株式会社社外監査役
- ・株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役

【取締役候補者とした理由】

グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営者として経験豊富であり、当社の社外取締役に就任以降、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、沖原氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

3

こばやし てつ や
小林 哲也

(生年月日) 1943年11月27日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数

当社との特別の利害関係

なし

なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2007年 6月 近畿日本鉄道株式会社代表取締役社長
2015年 4月 近鉄グループホールディングス株式会社代表取締役会長（現在に至る）
2015年 4月 近畿日本鉄道株式会社代表取締役会長
2015年 6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）
2018年 5月 公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る）
2019年 6月 近畿日本鉄道株式会社取締役（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・近鉄グループホールディングス株式会社代表取締役会長
- ・株式会社さきんえい取締役
- ・三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役
- ・株式会社近鉄エクスプレス社外取締役
- ・株式会社近鉄百貨店取締役
- ・近畿日本鉄道株式会社取締役
- ・近鉄不動産株式会社取締役
- ・KNT-CTホールディングス株式会社取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会副会長

【取締役候補者とした理由】

鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している近鉄グループにおいて要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、当社の社外取締役に就任以降、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、小林氏が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

4

さ さ き しげ お
佐々木 茂夫

(生年月日) 1944年10月12日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2006年 5 月 大阪高等検察庁検事長（2007年7月 退官）
2007年 8 月 弁護士登録（現在に至る）
2019年 6 月 関西電力株式会社社外監査役（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・ 弁護士
- ・ 積水樹脂株式会社社外監査役
- ・ 岩井コスモ証券株式会社社外取締役



【取締役候補者とした理由】

大阪高等検察庁検事長その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活躍されるなど、法曹として経験豊富であり、当社の社外監査役に就任以降、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

佐々木氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

5

か が あ つ こ
加賀 有津子

(生年月日) 1963年9月21日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1987年 4 月 株式会社プラス・ワン取締役（1989年3月 退任）

2002年 4 月 大阪大学大学院工学研究科助教授

2007年 4 月 同大学院工学研究科准教授

2009年 4 月 同大学院工学研究科教授（現在に至る）

2019年 6 月 関西電力株式会社社外監査役（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

・大阪大学大学院工学研究科教授

【取締役候補者とした理由】

民間企業における経験を経て、現在は大阪大学大学院教授として活躍されており、当社の社外監査役に就任以降、学識経験者として幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

なお、加賀氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

6

とも の ひろし

友野 宏

(生年月日) 1945年7月13日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2005年 6 月 住友金属工業株式会社代表取締役社長
2012年10月 新日鐵住金株式会社代表取締役社長兼COO
2014年 4 月 同社代表取締役副会長
2015年 4 月 同社取締役相談役
2015年 6 月 同社相談役
2019年 4 月 日本製鉄株式会社相談役（社名変更）（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・日本製鉄株式会社相談役
- ・住友化学株式会社社外取締役
- ・日本原燃株式会社社外取締役

【取締役候補者とした理由】

グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社（現・日本製鉄株式会社）の要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営者として経験豊富であり、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけると判断し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

なお、友野氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

7

た か ま つ か ず こ

高松 和子

(生年月日) 1951年8月27日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当 社 株 式 の 所 有 数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2003年 4 月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社代表取締役

2008年10月 ソニー株式会社V P 環境推進センター長（2012年3月 退職）

2013年 4 月 公益財団法人21世紀職業財団業務執行理事兼事務局長

2020年 4 月 同財団業務執行理事（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・公益財団法人21世紀職業財団業務執行理事
- ・日立造船株式会社社外取締役

【取締役候補者とした理由】

公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

8

ないとう ふみ お

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1990年 4 月 神戸大学経営学部助教授
1995年 4 月 同大学経営学部教授
2001年 4 月 同大学大学院経営学研究科教授
2006年 4 月 同大学名誉教授（現在に至る）
2006年 4 月 甲南大学経営学部教授（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・神戸大学名誉教授
- ・甲南大学経営学部教授

【取締役候補者とした理由】

財務会計、監査業務、コーポレートガバナンスなどの分野における学識経験者として経験豊富であり、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

なお、内藤氏が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

9

もりもと

森本

たかし

孝

(生年月日) 1955年9月5日

再任

当社株式の所有数 15,703株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1979年 4月 関西電力株式会社入社
2007年 6月 同社執行役員大阪南支店長
2009年 6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、リビング営業部門統括
2011年11月 同社執行役員企画室長
2012年 4月 同社執行役員総合企画本部副本部長、経営企画部門統括
2014年 6月 同社執行役員総合企画本部 本部事務局長、総合企画本部副本部長、経営企画部門統括
2015年 6月 同社常務執行役員総合企画本部長代理（経営企画部門）、総合企画本部 本部事務局長
2016年 6月 同社代表取締役副社長執行役員
2020年 3月 同社代表取締役社長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

・株式会社かんでんエルハート代表取締役社長
・社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長

【取締役候補者とした理由】

2016年6月に取締役に就任以降、経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当、人財・安全推進室担当、立地室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年3月から代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

み その とよ か ず

彌園 豊一

(生年月日) 1956年11月1日

再任

当社株式の所有数 13,700株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年 4月 関西電力株式会社入社
2011年 6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、営業企画部門統括
2015年 6月 同社常務執行役員お客さま本部長代理
2018年 6月 同社代表取締役副社長執行役員（現在に至る）

〔現在の担当〕

業務全般、営業本部長、コンプライアンス推進室担当、人財・安全推進室担当、立地室担当

【取締役候補者とした理由】

主に企画部門や営業部門における豊富な業務経験を有し、2018年6月に取締役に就任以降、営業本部長、人財・安全推進室担当、立地室担当、コンプライアンス推進室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

いな だ こう じ

稲田 浩二

(生年月日) 1960年3月9日

再任

当社株式の所有数 10,400株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1984年4月 関西電力株式会社入社
2013年6月 同社執行役員総合企画本部副本部長、CSR・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括
2015年6月 同社執行役員総合企画本部 本部事務局長代理、総合企画本部副本部長、CSR・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括
2016年6月 同社常務執行役員経営企画室担当、IT戦略室担当
2018年6月 同社取締役常務執行役員
2019年6月 同社代表取締役副社長執行役員（現在に至る）
〔現在の担当〕
経営企画室、エネルギー・環境企画室、行為規制担当、中間貯蔵推進担当、IT戦略室担当

〔重要な兼職の状況〕

・東洋テック株式会社社外取締役

【取締役候補者とした理由】

主にIT部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2018年6月に取締役に就任以降、電力需給・取引推進室担当、IT戦略室担当、経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当、行為規制担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2019年6月からは代表取締役として当社グループの経営を担っております。これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

すぎもと

杉本

やすし

康

(生年月日) 1955年4月23日

新任

当社株式の所有数 27,600株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1978年4月 関西電力株式会社入社
2007年6月 同社執行役員東京支社長
2010年6月 同社執行役員経理室長
2014年6月 同社取締役常務執行役員
2019年6月 同社常任監査役（現在に至る）

【取締役候補者とした理由】

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2014年6月に取締役に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2019年6月からは常任監査役として当社の監査を担っております。これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

やま じ
山地

(生年月日) 1956年2月27日

すすむ
進

新任

当社株式の所有数 14,900株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年 4 月 関西電力株式会社入社
2008年 6 月 同社執行役員滋賀支店長
2010年 6 月 同社執行役員グループ経営推進本部副本部長、グループ経営企画部門統括、
生活アメニティ事業部門統括
2016年 6 月 同社常務執行役員ガス事業本部長（現在に至る）

【取締役候補者とした理由】

主に秘書部門やグループ事業部門における豊富な業務経験を有するとともに、2016年6月に常務執行役員に就任以降、ガス事業本部長を務め、これらの分野における幅広い識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 榊原定征、沖原隆宗、小林哲也、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、沖原隆宗および小林哲也の両氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。また、榊原定征、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。
3. 友野宏氏は、当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外取締役であります。
4. 事業報告「1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおり、当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題および役員退任後の囑託等の報酬に関する問題により、2020年3月30日、当社は電気事業法に基づく業務改善命令に対する業務改善計画を経済産業大臣に提出しました。

現在、当社の社外取締役または社外監査役である沖原隆宗、小林哲也、佐々木茂夫および加賀有津子の各氏は、事前にはこれらの問題を認識しておりませんでした。日頃から取締役会および監査役会等において、ガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、これらの問題の認識後は、徹底した原因究明および再発防止に向けた業務改善計画の策定に当たって提言を行うなど、その職責を果たしております。

5. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。

小林哲也氏が株式会社近鉄百貨店の取締役として在任中の2018年10月に、同社は、優待ギフト送料の額の引上げに関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

佐々木茂夫氏が株式会社神戸製鋼所の社外監査役として在任中に、同社およびそのグループ会社において公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供する行為など、同社グループが提供する製品、サービスに関する不適切な行為が行われていたことが、2017年10月に公表されました。同氏は、問題の判明時には社外監査役を退任しており、また、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、企業としてのあるべき姿について、あるいは法令遵守の視点に立った提言、注意喚起を行うなど、その職責を果たしておりました。

友野宏氏が日本原燃株式会社の社外取締役として在任中の2016年12月に、同社は、原子力規制委員会から保安規定違反に関する報告徴収命令を受けました。同氏は、事前には報告徴収命令を受けるにいたる各種事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った発言を行っており、当該命令受領後も、徹底した調査および再発防止の指示を行うなど、その職責を果たしております。

6. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、沖原隆宗氏は6年、小林哲也氏は5年であります。

また、佐々木茂夫および加賀有津子の両氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、両氏ともに、本株主総会の終結の時をもって、1年であります。

7. 当社は、沖原隆宗および小林哲也の両氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において両氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

また、榊原定征、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏の選任が可決された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

8. 本議案が可決された場合、各委員会の構成を次のとおりとする予定であります。

指名委員会：榊原定征（委員長）、沖原隆宗、小林哲也、高松和子、森本孝

報酬委員会：小林哲也（委員長）、榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、森本孝

監査委員会：友野宏（委員長）、佐々木茂夫、加賀有津子、内藤文雄、杉本康、山地進

<株主からのご提案全般に対する取締役会の意見>

第4号議案から第29号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

取締役会としては、第4号議案から第29号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主からのご提案は、金品受取り問題等を踏まえた信頼回復、電源の考え方および原子力発電の安全性に関するものが多くを占めておりますが、これらについて、取締役会は次のとおり考えております。

金品受取り問題等により株主のみなさまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、あらためて深くお詫び申し上げます。当社グループは、先般策定した業務改善計画に掲げた、次の3つを柱とする再発防止策を速やかに実行し、信頼回復に努めてまいります。

①「コンプライアンス体制の抜本的強化とコンプライアンスを重視する組織風土の醸成」については、コンプライアンスに係る監督機能を強化するために、委員長を社外委員とし、過半数を社外委員で構成する「コンプライアンス委員会」を取締役会直下に新設し、外部の客観的な視点を重視したコンプライアンス体制の再構築に取り組んでおります。また、コンプライアンス推進に係る基本方針等を網羅的に見直すとともに、コンプライアンス等に係るトレーニングおよび研修の強化により、コンプライアンス意識の醸成・徹底に取り組んでまいります。

②「工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性を確保するための業務運営体制の確立」については、工事の発注・契約手続き等および寄付金・協力金拠出手続きについて、新たに設置した「調達等審査委員会」が外部の専門家の視点で事後審査する仕組みを構築することにより、業務の適切性、透明性を確保してまいります。

③「新たな経営管理体制の構築」については、取締役会の監督機能を強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築することを目的に、指名委員会等設置会社に移行いたします。「指名委員会」、「報酬委員会」および「監査委員会」の法定3委員会は、過半数の委員を社外取締役で構成することに加え、各委員長も社外取締役とするなど、外部の客観的な視点を取り入れます。

社会のみなさまからの信頼を再び賜うことができるよう、これらに全力を挙げて取り組んでまいります。

電源の考え方については、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」の同時達成に貢献するという観点から、安全確保を大前提に、国のエネルギー基本計画においても「重要なベースロード電源」と位置づけられた原子力発電を引き続き活用するとともに、再生可能エネルギーの開発・活用を積極的に推進することとしており、これを両輪に、火力発電を有効に組み合わせることで、「低炭素」のリーディングカンパニーとして、バランスの取れた電源構成を実現してまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急対策に加え、安全対策を多段的に確保する深層防護の観点から、安全対策の強化を実施しており、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、立地地域のみなさまのご理解を賜わりながら、早期に再稼動するとともに、安全最優先で運転・保全に万全を期してまいります。

なお、株主からのご提案のうち、定款変更議案の多くは業務執行に関するものでありますが、機動的かつ柔軟な事業運営を確保する観点から、具体的な業務執行については、従来は取締役会で、指名委員会等設置会社に移行した後は、取締役会および取締役会から委任を受けた執行役が適宜決定していくことが相当であり、定款で定めることは適当でないと考えます。

議案ごとの取締役会の意見については、それぞれの議案の後に記載しております。

〈株主(28名)からのご提案(第4号議案から第10号議案まで)〉

第4号議案から第10号議案までは、株主(28名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(28名)の議決権の数は、424個であります。

第4号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条中、「本会社は、次の事業を営むことを目的とする。」を「本会社は、エネルギーの安全性と持続可能性実現のために、次の事業を営む。」に改める。

▼提案の理由

すべての事業活動には、その目的が明記されなければならない。現在の定款第2条(目的)は、事業内容を列挙しているにすぎない。当社のミッションとしての事業目的、安全性と持続可能性の明記を提案する。気候変動枠組条約COP21で採択された「パリ協定」は、すべての締約国が、産業革命以降の地球平均気温の上昇を2℃未満、可能な限り1.5℃に抑制する長期目標に合意した。さらに、IPCCはCO2の排出量を2050年頃までにゼロにするためには、増え続ける排出量を2030年よりも前に減少に転じるべきと警告した。世界の英知による脱炭素化が、若い世代の牽引によって動き出している。投資環境も大きく変化し、石炭はじめ化石燃料に依拠する発電設備は投資回収できない座礁資産になりつつある。また、福島原発事故処理は先が見えず、費用負担は天井知らずに高額化している。当社の存続・発展と出資者利益確保のため、使命を明記する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、経営理念において、安全最優先と社会的責任の全うを経営の基軸と位置づけております。それを踏まえ、当社グループおよび役員・従業員の行動を方向づける基本的考え方を示す「私たちの基本姿勢」において、当社グループが社会の持続的発展に貢献していくことを明記するとともに、安全の確保を最優先にすることを一人ひとりの基本的責務としております。

中期経営計画においても、SDGs等のグローバルな社会課題の解決を通じて、社会の持続的な発展に貢献していくことを宣言しており、特に気候変動問題への対応については、原子力発電と再生可能エネルギーを両輪に、環境負荷低減への取組みを進めております。

第5号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

取締役等の不正な金品受領はあってはならない。そのために株主総会の審議内容改善の一つとして、総会において株主が発言した内容を議事録で確認できることは、討議を進展させる上での基本的な条件である。株主が総会で発言した内容が、取締役会に正しく伝わっているのかどうかを確認することも重要である。ところが現在、作成されている議事録は総会の進行状況を要約したものであり、株主の質問は記載されておらず、何が討議されたのかを確認できるものになっていない。そのため議事録の正確な作成と開示を求めるものである。

現在は、株主が手続きをした場合のみ議事録を請求することができる。一般の市民は請求することができない。従って、ウェブサイト等で開示する必要がある。これは、株主以外の需要家や市民の信頼を得ることもつながるものである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

第6号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 C S Rに基づく事業運営

第43条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社への不信を解消していくためには、日常の対話、情報開示が重要である。当社は、「関西電力グループC S R行動憲章」を定め、グループレポートの発行やウェブサイトでの情報発信、直接対話などに取り組むとしている。しかし、さらなる情報の開示や納得のできる説明が求められている。会社の最高意思決定機関である株主総会でさえも、役員による不誠実な答弁が繰り返されており、対話が成立していない。自治体等の大株主の発言も、軽視されてきた。さらに、当社は、株主総会以外での直接対話も忌避しており、対話の実施状況についても公表していない。

役員は、法的要求を満たしているから問題ないという趣旨の答弁をしてきたが、遵法は当然で、市民・株主はまず対話の実現を求めている。「C S R行動憲章」を実現しなければならない。そのため、利害関係者の関心・意見を把握しつつ対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループC S R行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をC S R行動原則の一つとして掲げ、記者発表等を通じた積極的な情報発信や、ホームページ・SNSなどを通じたコミュニケーションを展開するとともに、そこで頂戴した声を事業活動に反映するよう努めておりますが、第三者委員会の報告書の指摘を真摯に受け止め、今後、事業の透明性を一層高めるべく、業務改善計画を全力を挙げて実行してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件 (4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 C S Rに基づく事業運営

第44条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

経営効率化の不適切な進め方が、当社の業務、競争力の基盤を損ねる傾向が見られる。当社の技術的・組織的な基礎力が損なわれれば、自由化市場での競争はより困難になる。2月に閣議決定された電気事業法改正法案で既存設備の計画的更新が義務化された。建設後40年－50年経過した老朽化が進んだ送電、配電設備の更新が急がれる。特に市街地の配電設備（電柱、電線）の老朽化が進んでいる。更に協力会社の工事力が低下しており、今後の災害対応や突発的な工事が困難になりつつある。設備を支えるのは人であるが、若年者の退職など、人材の喪失が懸念される。長年にわたる役員の金品受領が従業員のやりがい著しく低下させている。人は減るも仕事量は変わらない。その結果、従業員は過重労働に追い詰められている。このような状況が改善されなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、これまでも設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでまいりましたが、電気事業法の改正内容も踏まえ、高経年化設備の計画的な改修や、平時における関係者間の連携強化も含めた大規模自然災害への対応等、より強靱な設備・体制を構築するよう取組みを進めてまいります。

また、従業員と経営層との間でのコミュニケーションを深めるなど、従業員一人ひとりのやる気・やりがいに配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を進めるとともに、働き方改革・健康経営を推進するなど、人材基盤の強化を進めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第45条 本会社の社会的責任を果たすため、石炭火力発電関連の事業から撤退し、石炭火力発電所を新たに稼働しない。

▼提案の理由

パリ協定のもと、世界は脱炭素化に向かっている。当社も、排出の多い石炭火力発電から2030年以前の早期の撤退計画を策定するとともに、石炭火力発電に由来する電力の購入も中止し、2050年までにCO₂の排出ゼロに向けて明確な道筋をつける。日本はCOP25でも石炭火力発電で厳しい批判を浴びた。保険・金融業界も石炭火力発電をリスクととらえ投資撤退を開始している。そのような中、当社は国内外で石炭火力発電に邁進し将来の経営リスクを増大させ、気候変動を加速させている。このことは地球社会の生存を脅かすものである。激化する気候変動は今や「気候危機」ととらえられている。当社の電力設備と経営も大規模災害のリスクにさらすとともに、市民の生活や経済活動を損ねるものである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

石炭電源については、国のエネルギー基本計画において、高効率化・次世代化を推進するとともに、非効率石炭のフェードアウトに取り組むことなどにより、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していくエネルギー源と位置づけられており、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略においても、今後も一定程度活用していく電源として整理されているものと認識しております。

当社は、将来の脱炭素社会への移行も見据えつつ、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（63、64頁）に記載のとおり、引き続き、原子力発電と再生可能エネルギーに加えて、石炭を含めた火力発電を有効に組み合わせることで、バランスの取れた電源構成を実現し、企業価値の向上に努めてまいります。

第9号議案 定款一部変更の件（6）

▼提案の内容

当社の定款に以下の「調達・業務委託の適正化」の章を新設する。

第8章 調達・業務委託の適正化

（調達・業務委託における入札・契約の検証および適正化）

第46条 当社は、調達・業務委託における入札・契約の検証および適正化を図るため、総合評価方式を含む競争入札による競争性・透明性の確保、統計的分析による予定価格の適正化および不正の防止、合理的な根拠に基づいた随意契約とするための規則の制定・運用など必要な措置を講じ、実施状況の検証・改善に取り組む。

▼提案の理由

当社における調達・業務委託契約が不透明であり、契約の適正性の検証が不十分であったことが、金品受領問題の原因の一つとなっている。また、地元有力者等に原発立地のための役務を委託することは望ましくないと考えるが、仮に委託するとした場合でも、業務委託契約を行い、役務と報酬の適正性・透明性を確保するべきであった。さらに、当社では、談合を誘発するおそれがある予算情報の業者への漏洩が常態化していた。談合を行った業者に予算情報等を漏洩していたため、2014年には公正取引委員会から再発防止の申し入れを受けていたにも関わらず、今回の金品受領事件にも関連して、工事の発注・契約等に係る事前情報提供が行われていた。このような不適正・不透明な契約は、当社の利益を損ない、コンプライアンス違反の温床となり、当社の社会的信用の失墜にもつながるものであるため、定款への追加を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（63、64頁）に記載のとおり、業務改善計画に基づき、工事の発注・契約に係る業務、寄付金・協力金に係る業務の適切性および透明性を確保するために、外部の専門家等で構成される「調達等審査委員会」を新たに設置し、工事の発注・契約案件等の審査を行う仕組みを構築しております。

また、特定の個人や企業のみを対象とした工事の発注・契約等に係る事前情報提供、事前発注約束につながる個別の工事の発注・契約等に係る金額の開示等の禁止事項について、新たに社内規程に定めており、適切に運用してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第10号議案 株式報酬制度廃止の件

▼提案の内容

「役員に対する株式報酬制度」を廃止する。

▼提案の理由

第三者委員会の報告書によれば「関西電力は2018年2月20日以降、金沢国税局による税務調査対応のため調査を開始し、同年6月22日には本件社内調査委員会の設置を決定」と記されている。

一方、この株式報酬制度の導入を取締役会が議決したのは2018年4月。同6月の株主総会で承認された。つまり不適切な金品提供が問題化する可能性を経営トップが知りながら、新たな報酬制度の承認を株主に求めていたことになる。

さらに翌2019年6月の株主総会后、3人の原子力事業本部幹部を社内処分するどころか副社長や常務執行役員等に昇進させた。

この制度の受益者要件として在任中に一定の“非違行為（非行行為および違法行為）”があってはならないという条件があるが、今回の事件は取締役全体の責任であり、株式報酬を受け取れる資格者はいない。上層部の長年にわたる不祥事で社会的信用を失墜させた。よって本制度の廃止を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードにおいて、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきとされていることを踏まえ、当社は、当社グループの中長期的な企業業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、株式報酬制度を導入しております。

株式報酬制度は、中長期インセンティブ報酬として多くの企業に導入されている制度であり、当社も適切に運用してまいります。

なお、指名委員会等設置会社に移行した後は、取締役等の報酬について、株式報酬を含め、社外取締役を過半数とする報酬委員会において決定いたします。

〈株主(116名)からのご提案(第11号議案から第19号議案まで)〉

第11号議案から第19号議案までは、株主(116名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(116名)の議決権の数は、953個であります。

第11号議案 剰余金処分の件**▼提案の内容**

当期末における剰余金の配当について、会社側提案より1株あたり1円多くする。

▼提案の理由

当社は株主総会を軽んじている。一昨年の総会前には不正金品還流に絡んで、国税局の調査が入った。総会直後の7月からは内部調査も始めた。その結果は内部で報告され、処分も行われた。また昨年の総会前には内部告発文書も届いた。しかし昨年の株主総会で不正金品還流の説明、報告は一切なく、社外取締役にも知らせなかったと報道された。昨年の総会で承認された取締役報酬の総額は5億円を超える。ここ3年間の取締役報酬を全て会社に返金、それを株主への配当に当てることを提案する。

また昨年の株主総会で「様々なご意見をお持ちの社外の方々からのお求めに対しては、そのお求めに応じ、説明や意見交換を行ない、お客様にご理解いただけるよう努めている。今後とも個別に調整のうえ丁寧に説明を行なっていく」と回答した。しかし現実には、福島事故前までは面談してきた団体との面談も拒否している。株主総会での虚偽やごまかしは許されない。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2019年度の業績および2020年度以降の収支状況や、財務体質が引き続き改善しつつあることなど、経営環境を総合的に勘案し、第1号議案として提案しております剰余金の処分案が最適であると考えております。当社としては、中期経営計画に掲げる取り組みにより、継続的に企業価値を増大させ、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

第12号議案 取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 森本 孝

▼提案の理由

- 1 原発立地のため、高浜町の特定の人物、業者から長年に渡って会長、社長を筆頭とする多くの役員が多額の金品を受け取っていたことが発覚し、当社の信用を著しく失墜させたこと。
- 2 東日本大震災による福島原発の重大事故が延々と継続し、更なる被害と汚染が拡大する中、高浜原発、大飯原発を稼働させ、我が国を亡国に導こうとしていること。
- 3 8年に渡って株主総会で当社の大株主である管内トップ3市、大阪市、京都市、神戸市から出された「再稼働反対」、「脱原発」への株主提案や意見をことごとく無視し続けていること。
- 4 「脱原発」を求める電気消費者の圧倒的な声に全く耳を傾けないこと。
- 5 原発依存によって経営悪化を招き、株価を低下させ、株主に多大な損害を与え続けていること。
- 6 経営環境の悪化に従業員・下請け労働者の労働強化でしのぎながら、一方で不必要な役員・顧問・相談役を多数抱え、不当に高い報酬を支払っていること。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、金品受取り問題等を受け、お客さまや社会のみなさまからの信頼を再び賜われることができるよう、新たな関西電力を創生していくとの不退転の決意で、業務改善計画に掲げた施策の迅速かつ確実な実行をはじめとした経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い、忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任を求められる事由はありません。

第13号議案 定款一部変更の件 (1)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬個別開示)

第31条の2 取締役の報酬、その他の金品の受領に対し、個別に開示する。

▼提案の理由

当社の幹部が高浜町元助役から金品を受領していた事件に対し調査に入った第三者委員の報告が3月14日にあった。役職員75名が森山氏や取引先から総額3億6000万円の金品を受けとっていたことが判明した。豊松秀己元副社長は総額1億1000万円相当を受領、役員辞任後も社員として月額490万円（うち追徴課税補填30万円、電気料金値上げの際の役員手当減額分の補填90万円）を受け取っていた。消費者には料金値上げで赤字分を背負わせ、役員は減額された報酬を取り戻している。これが公益企業なのか。

2016年4月、40年超えの老朽原発高浜1、2号機の運転延長のための書類を作成していた担当社員が自死された。月200時間に及ぶ長時間労働の末のことだった。片や1億円を超える金品を受け取った豊松元副社長は夜の町で豪遊していたと報じられた。こんなことが許されて良いのか。取締役の報酬を個別開示して会社の透明化を計るべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

取締役の報酬については、従来から事業報告において、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬という区分ごとに総額を開示しております。

さらに、本年、経営の透明性を一層高める観点から、社内取締役に2019年度に支給した個別報酬額を開示しております。また、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の支給割合ならびに業績連動報酬の役員別基準額および算定方法も開示しております。

第14号議案 定款一部変更の件 (2)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 相談役、顧問及び嘱託

第47条 経営の透明化を確保するため、相談役、顧問及び嘱託の役職を廃止する。

▼提案の理由

当社は、これまでの株主総会において顧問、相談役及び嘱託について明らかにしていない。株主の信任も得ず報酬額も非公開でありながら経営に影響力を及ぼす可能性があるこれらの役職は、経営の透明性の点からも問題があり、東京証券取引所は2017年から報酬、業務内容の報告を求めている。2019年10月提出の報告によると、相談役・森詳介（常勤、報酬有、1年）、顧問・藤洋作（非常勤、報酬有、1年）の2名を経済団体における社外活動等の業務で置いている。藤氏は2005年退任以降13年、森氏は2016年から3年現職にあるが、不正マネー還流が行われ、問題が明らかになり社内調査・報告がなされた当該時期を含め職務内容は明らかではない。また不正金品を受領した八木元会長が第三者委員会担当の嘱託だ。自身が調査の対象である第三者委員会を担当するのは問題だ。経営の透明化を確保するため、相談役、顧問及び嘱託は廃止すべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、その経験や人脈等を生かし、財界活動など、関西経済の発展、ひいては当社発展につながる社外活動に従事してもらうことなどを目的に、必要に応じて、相談役、顧問、嘱託等を委嘱しております。

今後、役員を退任した者に相談役、顧問、嘱託等を委嘱する場合は、その委嘱の必要性ならびに業務内容および報酬について、社外取締役を過半数とする指名委員会および報酬委員会ならびに取締役会において、厳正に審議し、決定することにより、客観性を確保してまいります。

第15号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 寄付委員会

第48条 寄付委員会を設置し、審議内容と結果を公開し、寄付の公平性、透明性を担保する。

▼提案の理由

企業が利益追求のみでなく、社会に与える影響に責任を持ち、消費者や投資家など社会全体からの要求に対して適切な意思決定をすることが求められている。企業による寄付行為は企業姿勢をよく現わしている。

当社は高浜原発1号炉の設置許可が下りた翌年1970年から少なくとも14回、総額43億円、高浜町に寄付をした。そのうち35億円が森山元助役在任期間に集中しており、個人の影響で寄付が決められていた疑いがある。一部は個人口座に振り込まれており、地域工作、利権や不正の温床になっていた可能性がある。当社は過去に株主から寄付金について質問されても支出先・金額・時期など一切明らかにしてこなかった。高浜町以外の寄付先については、今もなお全く不明である。

寄付の判断は経営陣任せで、効果の検証も明らかでない。これまでの寄付実態を明らかにするとともに新たに支出基準を作る寄付委員会を設け、今後の寄付金情報を公開する事を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（63、64頁）に記載のとおり、寄付金等に係る業務の適切性および透明性を確保するために、外部の専門家等で構成される「調達等審査委員会」を新たに設置し、寄付金等の案件の審査を行う仕組みを構築しております。その審査概要について、当社は、適宜公開してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第16号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 他社が行なう原子力発電事業への出資・債務保証を禁止する。

第49条 日本原子力発電株式会社（以下日本原電）が所有する原発の維持費を支出しない。

2 日本原電が所有する原発の再稼働のための出資、債務保証をしない。

3 北陸電力が所有する志賀原発の原発維持費を支出しない。

▼提案の理由

2012年以降、当社は日本原電から電力供給を全く受けていない。しかし、原発維持費として支払っている金額は、2018年度で193億円にのぼる。日本原電への受電なき支払いは当社だけでも8年間で約1500億円になり、大飯1・2号の廃炉予定費用よりも多い。さらに当社は、運転開始から40年を超える東海第2原発の安全対策費3500億円の一部を負担しようとしている。仮に東海第2原発が稼働しても当社が電気を受け取ることではない。これは当社に受益もたらさない不当な出資だ。また本年に入って日本原電は、敦賀原発2号の地質調査データーを書き換えるという改ざんを行なった。敦賀2号は原子炉直下に活断層が存在すると疑われている原発だ。安全委員会の会合において明らかになったデーター改ざんで、日本原電は信頼できる発電事業者ではないことを露呈した。このような日本原電に原発の維持費の支出、出資、債務保証をしてはならない。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

日本原子力発電株式会社は、国内における原子力発電のパイオニアとして、原子力事業の発展に重要な役割を果たしており、近年は原子力発電所の廃止措置や使用済燃料の中間貯蔵に関する先駆的な取り組みを進めるなど、全ての原子力事業者にとって有用な知見やノウハウを蓄積していることに加え、「低炭素」のリーディングカンパニーを目指す当社にとって非化石価値を有する電気を提供いただける重要なパートナーであります。また、原子力規制委員会の指摘に真摯に向き合い、信頼回復に努めております。これらを踏まえ、当社は、事業運営における同社の重要性などを総合的に評価し、同社に対し、出資および債務保証を実施しております。

また、当社が受電を約している同社の敦賀発電所2号機、北陸電力株式会社の志賀発電所2号機は、新規規制基準の適合性審査など再稼働に向けた取り組みが進められており、当社は、停止中の原子力発電所を安全に維持管理するための費用など、必要最小限の費用を支払っております。

第17号議案 定款一部変更の件 (5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第12章 再処理禁止

第50条 プルトニウムを取り出す危険でコストの高い再処理を行わない。

▼提案の理由

2021年度操業開始予定（延期は実に23回目）の六ヶ所再処理工場は、まだ原子力規制委員会で安全審査中である。再処理の過程で出てくる高レベル放射性廃液が223立方メートルある。廃液は発熱しているので、電源喪失などで冷却に失敗すると約23時間で沸騰して蒸発拡散、場合によっては爆発する。東日本大震災の時は外部電源が喪失したが、非常用ディーゼルが稼働した。もし津波などで非常用ディーゼルが損傷した場合、放出された放射能の量は福島原発事故の比ではなく、東日本壊滅の危機に直面していた。

プルトニウムを利用する高速増殖炉もんじゅは廃炉が決定した。日本は仏国の高速炉ASTRID計画に200億円投じたが、高コストを理由にこの計画は停止したと報道されている。使用済核燃料を再処理せずにそのまま直接処分するコストは再処理の半分になるという試算を原子力委員会が出している。

危険でお金のかかる再処理はしないことを提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

原子燃料サイクルについては、国のエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針とすることとされており、引き続き推進してまいります。

第18号議案 定款一部変更の件 (6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第13章 贈収賄にかかるコンプライアンス

第51条 公正な商習慣の範囲を超える贈答及び接待の提供は受けない。

2 前項に規定する贈答及び接待の提供を受けた場合、全ての収支を会計帳簿に記録し保管する。

▼提案の理由

当社は2002年に社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、関連指針及びC S R行動原則を策定、相談窓口も設けた。その窓口は直近の二年度に144件の相談を受けるも「重大な違反が確認されたものはなかった」と報告した。しかし、この二年度を含む長期間、社長、会長他多くの幹部が高浜町の元助役から多額の金品を受領していたことが税務調査を発端に発覚したが、当該委員長でもある岩根社長は「不適切だが違法ではない」と釈明した。当社は業務改善計画を公表したが、八木岩根体制の当社に声援を送っていた榊原氏に経営刷新は期待できない。また規定や組織の改善も上場企業として当然備えるべきものをなぞり直したに過ぎず、業務改善計画をもって金品受領問題の再発防止を担保できるとは思えない。よって、定款に贈収賄にかかるコンプライアンスの章を敢えて新設し、当社が社会の信頼回復に取り組む姿勢を明示することを提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、金品受取り問題を受け、贈答や接待を受けてはならないこと等を社内規程に定め、その運用を開始しております。さらに、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（63、64頁）に記載のとおり、業務改善計画において、コンプライアンス体制の抜本的強化とコンプライアンスを重視する組織風土の醸成に向けて、本規程のさらなる実効的な見直しを含め、広く再発防止策を策定し、取組みを進めてまいります。その実施状況については、過半数を外部人材で構成する取締役会、コンプライアンス委員会等において、外部の客観的な視点から検証し、必要に応じて追加的な改善策を策定、実施してまいりたいと考えております。

これらの取組みを確実に実施することにより、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

したがいまして、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第19号議案 定款一部変更の件(7)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第14章 脱原子力推進委員会

第52条 経営基盤の健全化を図ることを目的として、脱原子力を推進するための脱原発推進委員会を設置する。

▼提案の理由

本年4月からの電力自由化での発送電分離で、福島原発事故の損失は小売会社、新電力が立て替え、発電会社には流れる仕組みができてしまった。容量市場が今後本格運用されれば、原発に毎年巨額の資金が支払われることになりかねない。電力会社に経営努力を放棄させていた総括原価方式が電力自由化で改善されるどころか、よくわからないうちに消費者が負担をする構造になっており、新設の広域機関（OCCO）による国家統制電力会社化という最悪のシステム設計になっている。経営判断を必要としない今の当社は経産省の単なる関電出張所でしかない。今のままでは、株主の利益を確保するための経営自由度が無く、資本主義における株式会社とは言えない。当社が、経営的な自由度を奪われているのは、経営的なお荷物となっている原発を保有しているからであり、経営陣の矜持を示すためにも、当社は経営的に不安定な原発は廃炉とし、今後稼働してはならない。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（63、64頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

〈株主(3名)からのご提案(第20号議案および第21号議案)〉

第20号議案および第21号議案は、株主(3名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(3名)の議決権の数は、998,304個であります。

第20号議案 定款一部変更の件(1)**▼提案の内容**

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならない。したがって、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示する必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなされなかったことにより、需要家の信用失墜を招いたことから、今後は、定款において、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を、原則全て開示することを明確に示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループC S R行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をC S R行動原則の一つとして掲げ、その実現に努めておりますが、取組みが必ずしも十分ではなかったと考えております。今後、事業の透明性を一層高めるべく、業務改善計画を全力を挙げて実行してまいります。

具体的には、本年3月に、社長が、当社グループが誠実で透明性の高い開かれた事業活動を行うことに全力を尽くすことなどを宣誓しており、その趣旨について、役員が率先垂範し、グループ全体に浸透させてまいります。また、今後の指名委員会等設置会社への移行やコンプライアンス委員会および調達等審査委員会の設置により、外部の客観的な視点による指導監督のもとで、適切な情報開示などを行ってまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第21号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

第31条の3 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由(提案株主(2名)、議決権の数(724,793個))

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

電気料金に関しては、過去2回にわたり、8府県と4指定都市から構成される関西広域連合から、電気料金の値上げに対し申し入れを実施しているが、前回の値下げによっても値上げ前の電気料金には、まだ戻ったとは言えない。

また、令和元年度における本提案は、株主からの提案の中で最も高い4割を超える賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高いと思われる。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであり、取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

▼提案の理由(提案株主(1名)、議決権の数(273,511個))

関西電力が、脱原発依存と安全性の確保、地球温暖化の対応として、再生可能エネルギーの大規模導入や、水素を含む次世代エネルギーの活用を行うなど、事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の透明性を高めることが必要である。

このような中、市民・需要家の目線に立ち、取締役の個別の報酬開示は必ず行うべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

取締役の報酬については、従来から事業報告において、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬という区分ごとに総額を開示しております。

さらに、本年、経営の透明性を一層高める観点から、社内取締役に2019年度に支給した個別報酬額を開示しております。また、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の支給割合ならびに業績連動報酬の役員別基準額および算定方法も開示しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

〈株主(2名)からのご提案(第22号議案および第23号議案)〉

第22号議案および第23号議案は、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、724,793個であります。

第22号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第53条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用など、多様なエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(63、64頁)に記載のとおり、原子力発電について安全確保を大前提に引き続き活用するとともに、再生可能エネルギーの開発・活用を積極的に推進することとしており、これを両輪に、火力発電を有効に組み合わせることで、バランスの取れた電源構成を実現してまいります。

第23号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(事業形態の革新)

第54条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の所有分離を速やかに進めるべきである。

関西電力も、改正電気事業法の要請に応じるために、送配電事業については100%出資の子会社である関西電力送配電株式会社へ法的分離を行っているが、所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、さらなる事業形態の革新に取り組み、近年深刻化する災害等にも対応した送配電事業の実施と、競争的な市場環境の実現を図るべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

送配電事業の法的分離を含む改正電気事業法に基づく電力システム改革は、真にお客さまの利益につながる最適な電力システムの実現を目指しているものと認識しております。

この最適な電力システムの実現のためには、S（安全確保）を大前提とした、3E（エネルギーセキュリティの確保、経済性および地球環境問題への対応）の同時達成が不可欠であり、当社は、発電事業において、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（63、64頁）に記載のとおり、バランスの取れた電源構成を目指してまいります。

また、送配電事業においても、S＋3Eを支えるために、最適な電力システムの実現を目指してまいります。加えて、中立性確保に係る行為規制を確実に遵守することにより、中立的なシステム運用の実現は可能であり、当社は、その確実な遵守のための体制を整え、適切に対応しております。

当社は、発電部門または送配電部門の売却等は行わず、引き続き、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することでグループ全体の企業価値の最大化に努めてまいります。

〈株主（1名）からのご提案（第24号議案から第28号議案まで）〉

第24号議案から第28号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、682,868個であります。

第24号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発と安全性の確保）

第55条 当社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- （1）論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
 - （2）原子力発電所の事故発生時における賠償責任が当社の負担能力を超えない制度の創設
 - （3）使用済み核燃料の最終処分方法の確立
- 2 当社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。
- 3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案の理由

原発に過酷事故が発生すると広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定され株主利益を著しく棄損するだけでなく将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後、国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。使用済核燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらない厳しい状況を真摯に受け止め、関電は脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり、供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。

電力需要抑制の取組みを強化し代替電源の確保に努めた上で必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合も、万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

また、関電は国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに本提案を実行し十分な説明責任を果たすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（63、64頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示され、国において処分地選定に向けた検討が進められており、科学的特性マップが提示されたことを契機に全国各地で対話活動が進められております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携してまいります。

第25号議案 定款一部変更の件（2）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（安全文化の醸成）

第56条 当社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、2004年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を踏まえて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得た教訓を踏まえ、2014年8月に将来世代まで引き継いでいく原子力安全に係る理念を社内規程として明文化し、これをもとに原子力安全に関する取組みを実践し、安全文化の発展に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第26号議案 定款一部変更の件（3）

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（再就職受入の禁止）

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていくことが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にご承認いただいております。

また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

第27号議案 定款一部変更の件 (4)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用)

第20条 本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

▼提案の理由

関電が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。

さらに役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、取締役会及び監査役会が十分に機能しないなど、コーポレート・ガバナンスが機能不全に陥ったことから、取締役会の経営監督機能を向上させ、経営の客観性及び透明性を高めるため、指名委員会等設置会社へ速やかに移行するとともに、取締役のうち社外取締役を過半数とすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（63、64頁）に記載のとおり、業務改善計画に基づき、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制の構築に向け、取締役会の監督機能を強化するため、第2号議案として提案させていただいているとおり、指名委員会等設置会社に移行することとしたうえで、取締役については、現下の経営課題に対処するために必要かつ適切な体制として、第3号議案として提案させていただいているとおり、社外取締役を過半数とする13名の候補者からなる構成が最適であると考えております。

第28号議案 定款一部変更の件 (5)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役退任後の嘱託報酬等の開示)

第31条の4 取締役退任後の嘱託報酬契約等の有無、報酬額に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

関西電力は、退任した取締役に対して、株主に開示することなく取締役在任時の報酬カット分を嘱託報酬として補てんしていたことが、明らかになった。

過去の補てん報酬は全額が速やかに会社に返還されることは当然のこととして、今後は、不透明な退任後の報酬の支払いを防止し、株主への説明責任を果たすために、取締役退任後の嘱託報酬契約等に関する情報を個別に開示すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

代表取締役社長等に限らず、取締役を退任した者に対する相談役、顧問、嘱託等の委嘱については、コーポレートガバナンス報告書において、その氏名、業務内容、勤務形態、報酬の有無等について開示するとともに、報酬の総額についても開示してまいります。

また、取締役を退任した者に相談役、顧問、嘱託等を委嘱する場合は、その委嘱の必要性ならびに業務内容および報酬について、社外取締役を過半数とする指名委員会および報酬委員会ならびに取締役会において、厳正に審議し、決定することにより、客観性を確保してまいります。

〈株主（1名）からのご提案（第29号議案）〉

第29号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、41,925個であります。

第29号議案 定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第57条 本会社は、再生可能エネルギーを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

金品等受領問題は過去からの原発事業の歪みが招いたとの反省に立ち、リプレースを前提に次世代原子炉の技術検討を進める中期経営計画を見直し、原発に依存しない電力供給体制を実現するための検討へと舵を切る必要がある。そのことで社会課題を積極的に解決し持続的な発展に貢献するべきである。

福島原発事故を踏まえれば、ひとたび大事故が発生すれば市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、再エネを最大限導入するなど原発に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第1項の電力供給体制が構築されるまでの間において原発を稼働する場合は、既設発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（63、64頁）に記載のとおり、原子力発電について安全確保を大前提に引き続き活用するとともに、再生可能エネルギーの開発・活用を積極的に推進することとしており、これを両輪に、火力発電を有効に組み合わせることで、バランスの取れた電源構成を実現してまいります。

以 上

議決権の行使についてのご案内

ご出席



株主総会にご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
2020年6月25日（木曜日）
午前10時

ご郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限
2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット



インターネットにより議決権を行使される場合は、85頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

行使期限
2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙ご記入方法のご案内

関西電力株式会社 御中 議決権行使書 2020年6月 日

私は、2020年6月25日開催の関西電力株式会社第96回定時株主総会（継続会または延会を含む。）の各議案につき、下記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使します。

議案番号	議案名	賛	否	無効
第1号議案	会社提案			
第2号議案	会社提案			
第3号議案	会社提案			
第4号議案	株主提案			
第5号議案	株主提案			
第6号議案	株主提案			
第7号議案	株主提案			
第8号議案	株主提案			
第9号議案	株主提案			
第10号議案	株主提案			
第11号議案	株主提案			
第12号議案	株主提案			
第13号議案	株主提案			
第14号議案	株主提案			
第15号議案	株主提案			
第16号議案	株主提案			
第17号議案	株主提案			
第18号議案	株主提案			
第19号議案	株主提案			
第20号議案	株主提案			
第21号議案	株主提案			
第22号議案	株主提案			
第23号議案	株主提案			
第24号議案	株主提案			
第25号議案	株主提案			
第26号議案	株主提案			
第27号議案	株主提案			
第28号議案	株主提案			
第29号議案	株主提案			

（ご注意）株主からのご提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。第4号議案以下につき、当社取締役会賛成に賛成の場合は「賛」、株主からのご提案に賛成の場合は「賛」に○印でご表示願います。

関西電力株式会社

会社提案

第1号議案から第3号議案までは、会社提案であります。

株主提案

第4号議案から第29号議案までは、株主からのご提案によるものです。当社取締役会はそのいずれにも反対しております。

● 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

● 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

● 相反する議案の取扱い

第1号議案と第11号議案は相反する関係にあります。したがって、第1号議案および第11号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされず、第1号議案および第11号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

[記入例]

会社提案・取締役会意見にご賛同いただける場合

会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
	賛	賛	賛 (ただし、次の候補者を除く。)
	否	否	否

(ご注意)

株主からのご提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。第4号議案以下につき、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に、株主からのご提案に賛成の場合は「賛」に○印でご表示願います。

関西電力株式会社

株主からのご提案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否
	第18号議案	第19号議案	第20号議案	第21号議案
	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

会社提案および当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、記入例にございますように株主からのご提案につきましては、「否」に○印をお願いいたします。

- ▶ 会社提案に賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。
- ▶ 株主提案に反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。

会社提案・取締役会意見に反対される場合
または、議案毎にご判断いただく場合

会社提案・取締役会意見に反対の場合

会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否
	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案
	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否

- ▶ 会社提案に反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。
- ▶ 株主提案に賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。

議案毎にご判断いただく場合

会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否
	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案
	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否

- 議案毎に賛否を検討いただき、▶ 賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。
- ▶ 反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンから

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

QRコードを用いて再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「パソコンから」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

- ・書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(議決権電子行使プラットフォームについて)

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

パソコンから

議決権行使
サイト

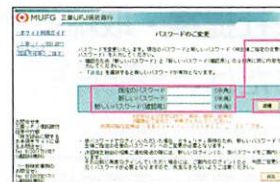
<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

(メーモ欄)



陸軍省

第一六〇〇号

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部

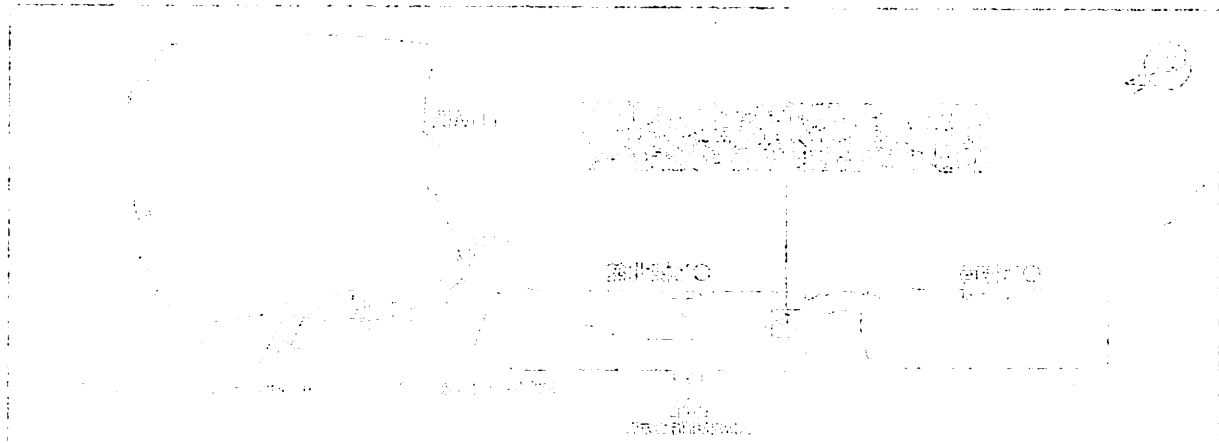
(陸軍省 陸軍部) 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

(陸軍省 陸軍部) 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部



陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部



陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

株主総会会場ご案内

会 場

ATCホール

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

交通のご案内

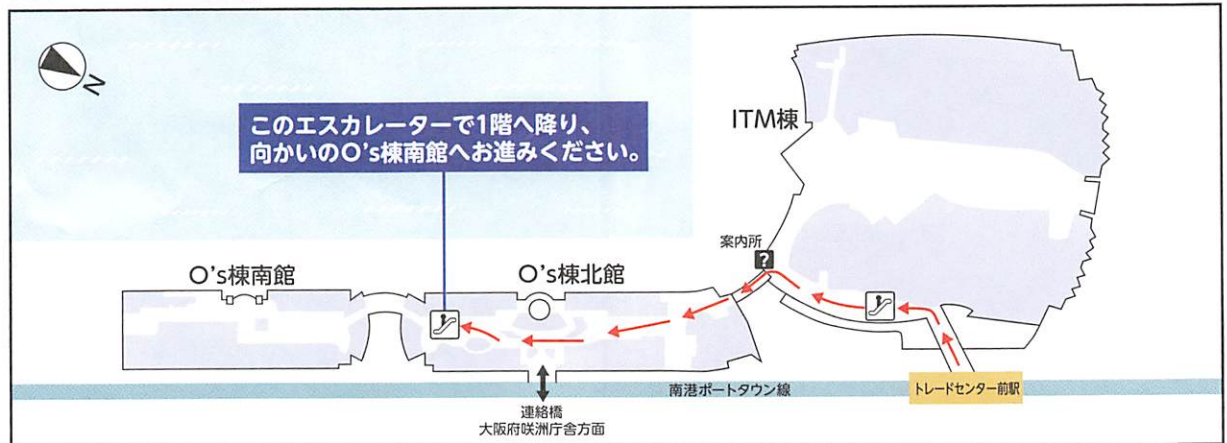
●Osaka Metro南港ポートタウン線（ニュートラム） 「トレードセンター前」駅下車 徒歩約5分

●「トレードセンター前」駅までの主要アクセス

- (1) JRをご利用の場合（大阪・天王寺方面から）
JR大阪環状線「弁天町」駅下車→Osaka Metro中央線「弁天町」駅にて乗り換え→「コスモスクエア」駅下車→Osaka Metro南港ポートタウン線に乗り換え→「トレードセンター前」駅下車
- (2) Osaka Metroをご利用の場合（梅田・なんば方面から）
「本町」駅にてOsaka Metro中央線に乗り換え→「コスモスクエア」駅下車→Osaka Metro南港ポートタウン線に乗り換え→「トレードセンター前」駅下車



■ホールへの道順（ATC 2階平面図）



※当日は駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

- * 新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置を講じる結果、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少いたします。ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。
- * 発熱など体調不良が認められる株主さまは、ご入場いただけない場合がございます。

